

「新宿区無電柱化推進計画」（改定）の素案作成
及びパブリック・コメントの実施について

区では、無電柱化に関する基本的な考え方や具体的な実施計画を取りまとめた「新宿区無電柱化推進計画」（以下、『本計画』という。）を平成 31 年 3 月に策定した。

その後、令和 6 年度に発生した能登半島地震を契機として道路の無電柱化の必要性が再認識され、令和 8 年度には国の無電柱化推進計画及び東京都無電柱化計画が改定された。

このことを受け、本計画で定めた無電柱化事業路線の整備を進めるにあたり、国及び東京都の計画改定の趣旨を踏まえるとともに、新たに優先整備路線を選定するため、本計画の改定が必要となった。

については、本計画の改定に向け、関係各課からの意見聴取、庁内検討会議を経て、とりまとめた計画素案に対し、区民等からの意見等を聴取するため、パブリック・コメントを実施する。

記

1. 国、都の主な改定ポイント

	改定ポイント
【国】 第 3 次無電柱化推進計画 (令和 8～12 年度) (2026 年 6 月改定)	①道路啓開の実効性の早期確保 ②児童の事故リスクの着実な低減 ③地域全体で切れ目のない景観の創出
【都】 無電柱化計画 (令和 8～12 年度) (2026 年 6 月改定)	①重点整備エリアを環状八号線まで拡大・防災拠点のアクセス機能の強化 ②防災拠点へのアクセス道路を重点化 ③区市町村との連携・支援強化、電柱の新設禁止の拡大

2. 計画の改定内容（資料 1、2、3）

（1）無電柱化推進計画の基本的な方針

方針		内容
方針 1	都市防災機能の強化	地震や台風等の災害時に、電柱倒壊による道路の閉塞を防ぎ、ライフラインの安定供給や救急活動の円滑化を図る。 【国の計画 ①道路啓開の実効性の早期確保が該当】
方針 2	安全で快適な歩行空間の確保	歩行の妨げとなる電柱をなくし、歩行者だけでなく車いすやベビーカーも移動しやすい歩行空間を確保する。 【国の計画 ②児童の事故リスクの着実な低減が該当】

方針		内容
方針 3	良好な都市景観の創出	景観を阻害している電柱や電線類をなくし、良好な都市景観の創出を図る。 【国の計画 ③地域全体で切れ目のない景観の創出が該当】

（２）優先整備路線の選定にあたっての評価項目の整理

優先整備候補路線の抽出については、3つの基本的な方針の考え方を踏まえ、区の上位計画や地域防災計画等から設定した10の評価項目に基づき、「都市防災機能の強化」の観点を重視して上位路線を選定することとした。さらに、抽出した優先整備候補路線について、「整備効果（路線の重要性）」「効率性（施工性）」「財源確保（補助制度活用）」の観点から評価した。区道は幅員が狭く、地下埋設物も輻輳していることから過去の整備実績は10年で1.5km程度となっていることや、近年全国的に施工体制の確保が難しいことを踏まえ、計画期間内における事業量を考慮して、優先整備選定路線を選定することとした。

また、令和6年度に設置された「都・区市町村無電柱化検討会議」における検討を踏まえ、都道との面的な連続性を考慮するとともに、災害拠点病院等の防災上重要な拠点に接続する路線についても、選定における評価要素として追加した。

（３）計画期間 令和9（2027）年度から令和18（2036）年度までの10年間とする。

（４）無電柱化の推進に関する目標

区道の無電柱化率	11%	→	12%
	(無電柱化整備済路線 32 km/区道延長 296 km)		(無電柱化完了予定路線 34 km/区道延長 296 km)

※改定前

区道の無電柱化率	10%	→	11%
	(無電柱化整備済路線 30 km/区道延長 295 km)		(無電柱化完了予定路線 32 km/区道延長 295 km)

（５）無電柱化の推進に関し総合的に取り組む施策と主な施策内容

施策名		内容
施策 1	コスト縮減・工期短縮への更なる取組	国及び東京都で検討が進められているコスト縮減や工期短縮につながる整備手法について、積極的に活用を検討を行う。これまでも区が取組んできた既存ストック活用による整備についても引き続き取り入れ、コスト縮減・工期短縮に努める。
施策 2	多様な整備手法の活用による整備の推進	歩道幅員が狭い、または歩道が無い道路における地上機器の設置場所の確保については、公共用地等の道路外の敷地を活用するなど、これまでの取組成果を活かして実施していく。また、地上機器の設置数を抑えることが可能なソフト地中化方式の検討など、多様な整備手法を活用し、更なる整備の推進を図る。

施策名		内容
施策 3	補助制度を活用した財源確保	補助制度として、国の「無電柱化推進計画事業補助」や東京都の「区市町村無電柱化事業に対する都費補助」、「無電柱化チャレンジ支援事業制度」を活用し、財源確保に努め、無電柱化の推進を図る。
施策 4	都市計画道路の整備と併せた同時整備の推進	都市計画道路の整備に伴う道路の新設や拡幅に併せ、無電柱化整備の推進を図る。
施策 5	市街地再開発事業や都市開発諸制度等の整備と併せた同時整備の推進	市街地再開発事業、土地区画整理事業、都市開発諸制度等による開発事業により、道路の新設や拡幅整備が行われる際には、無電柱化整備が同時に実施されるよう調整し、その推進を図る。
施策 6	電線共同溝等の点検及び維持管理【新規】	設置した電線共同溝について、道路付属物として適切な維持管理を行うため、国が令和 5 年に策定した「電線共同溝管理の手引き（案）」に基づき、点検等を実施していく。
施策 7	迅速に推進するために取り組むべきこと	（１）組織体制の強化 （２）広報・啓発活動 （３）関係機関との連携強化 （４）他事業との調整 （５）推進に向けたルール作り （６）道路の占用制限の活用 （７）計画の適宜見直し

３．路線選定と基本的な考え方

（１）優先整備“候補”路線（24 路線）の抽出

3 つの基本的な方針の考え方を踏まえ、区の上位計画や地域防災計画、緊急輸送道路等の計画から全 10 の評価項目を選定し、災害時に高い整備効果を発揮し都市防災機能に直結する【都市防災機能の強化】の観点をも最も重要な評価項目として位置付け、評価項目の該当数が多い上位路線を選定。（※事業中路線や無電柱化済路線とのネットワーク等を総合的に考慮）

（２）優先整備“選定”路線（4 路線）の選定

優先整備“候補”路線（24 路線）に対して、「整備効果（路線の重要性）」「効率性（施工性）」「財源確保（補助制度活用）」の観点で評価し、今後 10 年間で優先的に整備着手する路線を選定。

■選定された優先整備“選定”路線（4 路線）

選定路線	選定理由
①特別区道 22-1070 （小滝橋通り）	緊急輸送道路（二次）、新宿消防署の前面道路、無電柱化済の都道・区道に接続する路線であり、防災に寄与する路線のため

選定路線	選定理由
②特別区道 22-270 (中央病院通り)	緊急輸送道路(二次)、東京山手メディカルセンターの前面道路、無電柱化済の区道に接続する路線であり、防災に寄与する路線のため
③特別区道 31-1230 (防災センター前通り)	新宿区緊急道路障害物除去路線(第一次)、災害応急活動拠点(防災センター)と無電柱化済の都道を接続する路線であり、防災に寄与する路線のため
④特別区道 34-320 (牛込中央通り(南側))	無電柱化済の都道(外堀通り)と牛込警察署及び、東京新宿メディカルセンターを接続する路線であり、防災に寄与する路線のため

4. パブリック・コメントの実施(資料4)

(1) 実施期間(予定)

令和8年10月25日(日)から令和8年11月20日(金)まで

(2) 意見書の提出方法

郵送、FAX又は窓口への持参及び区ホームページで受け付ける。

(3) 閲覧・配布資料

- ア 「新宿区無電柱化推進計画」(素案)【概要版】 (資料1)
- イ 「新宿区無電柱化推進計画」(素案) (資料2)
- ウ 「用語集」 (資料3)

(4) 閲覧・配布場所

道路課(区役所本庁舎7階)、区政情報課(区役所本庁舎3階)、
区政情報センター(区役所本庁舎1階)、特別出張所、区立図書館及び区ホームページ

5. 今後の予定

- 令和8年10月 7日(水) 環境建設委員会報告
- 10月25日(日) パブリック・コメント開始
- 11月20日(金) パブリック・コメント終了
- 令和9年 2月 5日(金) 政策経営会議
- 2月10日(水) 環境建設委員会報告
- 2月 下旬 公表

無電柱化推進計画改定 新旧対照概要表

H31策定 現計画				R8改定 新計画			
No	章・節	見出し	記載内容		章・節	見出し	変更内容の要約
1	1章1	計画策定の背景	計画を策定・公表する旨。 【防災】【安全・快適】【景観】の3項目を重視	改	同	計画改定の背景	事業中路線の完了見通しや、能登半島地震を契機とする必要性の再認識を踏まえて改定する旨。 3項目を都の推進計画に合わせて名称を変更。 国と都の改定の動きを追記。
2	1章2	計画の位置づけ	計画を策定・公表する旨	改	同	同	都・区市町村無電柱化検討会議の設置について追記
3	3章1	区内の無電柱化の状況	無電柱化区道30km、10%	改	同	同	無電柱化区道32km、11%
4	3章2	区内の無電柱化の変遷	区の無電柱化の変遷、区による整備路線の一覧	削除	3章1へ統合	－	変遷を削除、区による完了路線の事業期間を記載
5	3章3	電線共同溝方式による整備のこれまでの取組		改	3章2	電線共同溝方式による整備の課題に対する区の取組	新技術（レジンコンクリート製部材名の活用など）、沿道協力の実例の記載
6	4章	無電柱化の推進に関する基本的な方針	【防災】【安全・快適】【景観】の3つの観点から基本的な方針を定める。	改	4章	同	都の推進計画と名称を合わせ 【都市防災機能の強化】 【安全で快適な歩行空間の確保】 【良好な都市景観の創出】に。
7	5章	無電柱化路線		削除	－	－	下記「5章2-優先整備路線の選定」へ統合
8	6章	無電柱化推進計画の期間と目標	2019-2028年	改	5章	同	2027-2036年
9	6章2,3	優先整備路線の選定、フロー	基本的な方針をもとに68の整備対象路線を抽出。 整備効果・効率性・財源確保の観点から2路線を選定。 ・水野原通り ・上落中通り	改	5章2(1)-(3)	同	障害物除去路線などの評価項目を更新。 基本的な方針をもとに、特に防災を重視して24候補路線を抽出後、整備効果・効率性・財源確保で4路線を選定。 ・小滝橋通り ・中央病院通り ・防災センター前通り ・牛込中央通り(南側)
10	6章4	優先整備路線の一覧	優先整備路線の一覧表	改	5章2(4)	同	表を更新
11	6章5	無電柱化の推進に関する目標	H31の評価項目に基づく候補路線の完了割合61%→68% ※全区道は10%→11%	改	5章3	同	評価項目を更新したため候補路線の完了割合を削除 全区道の無電柱化率 11%→12%
12	7章	無電柱化の推進に関し総合的に取り組む施策		改	6章	同	繰り上げ
13	－	－	－	新	6章 施策6	電線共同溝等の点検及び維持管理	R5策定の「電線共同溝管理の手引き(案)」に基づき点検を実施する旨記載
14	8章	無電柱化の推進に関する施策を総合的、計画的かつ迅速に推進するために必要な事項	無電柱化推進のため取り組む事項について	改	6章 施策7 6章 施策7(6)	迅速に推進するために取り組むべきこと 同	上記「6章-無電柱化の推進に関し総合的に取り組む施策」に統合 37条による占用制限を実施した路線の一覧
16	参考資料	－	－	削除	参考資料	－	ホームページに移行
17	用語集	－	－	削除	用語集	－	ホームページへ移行

新宿区 無電柱化推進計画

都市防災機能の強化／安全で快適な歩行空間の確保／良好な都市景観の創出

概要版



令和9(2027)年2月



新宿区

● 新宿区無電柱化推進計画改定の背景

新宿区では、無電柱化に関する基本的な考え方や具体的な実施計画を取りまとめた「新宿区無電柱化推進計画（以下、『本計画』という。）」を平成31年3月に策定しました。

このたび、本計画で定めた無電柱化事業路線の一部において整備完了の見通しが立ってきたことに加え、令和6年度に発生した能登半島地震を契機として道路の無電柱化の必要性が再認識されていることから、更なる無電柱化を推進するため、本計画を改定しました。

なお、本改定にあたっては、令和8年度に改定された国の無電柱化推進計画及び東京都無電柱化計画の内容や、令和6年度に設置された都・区市町村無電柱化検討会議の検討を踏まえた計画としました。

★ 無電柱化を進める背景

- ・ 近年発生している大規模地震や大型台風等により、電柱が倒壊し、緊急車両の通行や復旧活動に支障をきたす事象が発生している。
- ・ 電柱は歩行空間を圧迫し、歩行者や車いす、ベビーカー利用者の通行を困難にする要因となっている。
- ・ 電柱や電線は街並みの統一感や開放感を損ない、都市景観の質の低下や歴史的・観光価値を弱める要因となっている。

◆ 国の動き

- ◇ 平成28年12月 「無電柱化の推進に関する法律」を施行
- ◇ 平成30年4月 「無電柱化推進計画」を策定
- ◇ 令和3年5月 「第2次無電柱化推進計画」を改定
- ◇ 令和8年6月 「第3次無電柱化推進計画」を改定

● 東京都の動き

- 平成29年9月 「東京都無電柱化推進条例」の施行
- 平成30年3月 「東京都無電柱化計画」の策定・公表
- 令和3年6月 「東京都無電柱化計画」の改定
- 令和6年度 「都・区市町村無電柱化検討会議」の設置
- 令和7年度 「東京における宅地開発の無電柱化の推進に関する条例」を制定
- 令和8年6月 「東京都無電柱化計画」の改定

● 無電柱化の推進に関する基本的な方針

方針1

都市防災機能の強化

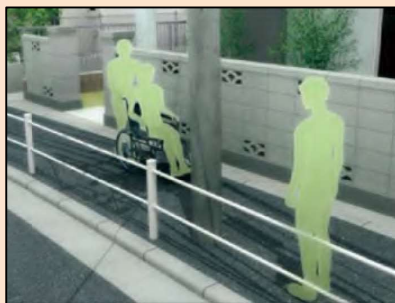
〔災害時の救護活動を妨げる電柱〕



方針2

安全で快適な歩行空間の確保

〔通行を妨げる電柱〕



方針3

良好な都市景観の創出

〔風景を阻害する電柱〕



〔出典（写真）：「東京都無電柱化計画（改定）」（東京都建設局）をもとに加工〕

● 無電柱化推進計画の期間と目標

1 無電柱化推進計画の期間

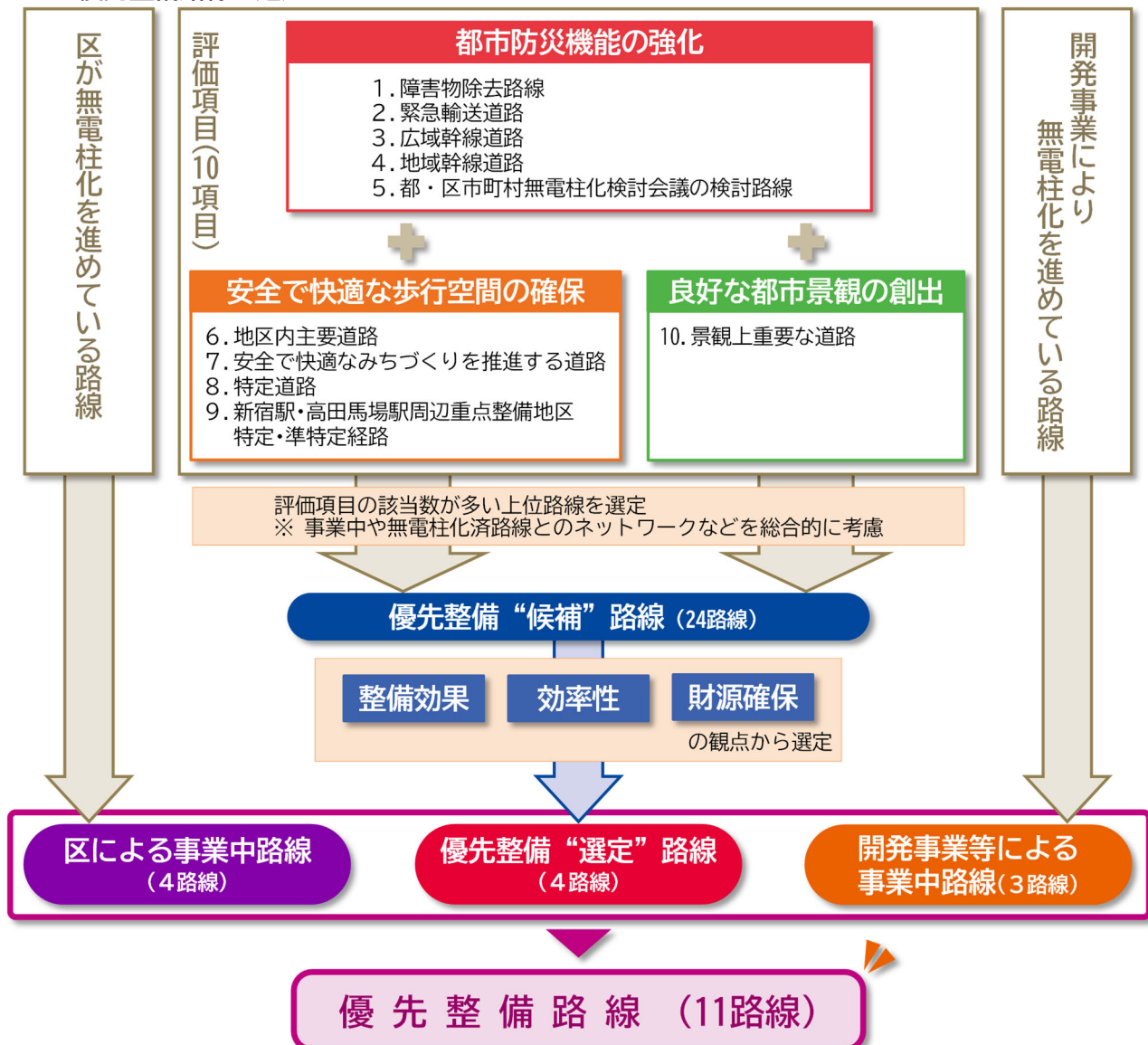
令和9（2027）年度から令和18（2036）年度までの10年間

2 路線選定と基本的な考え方

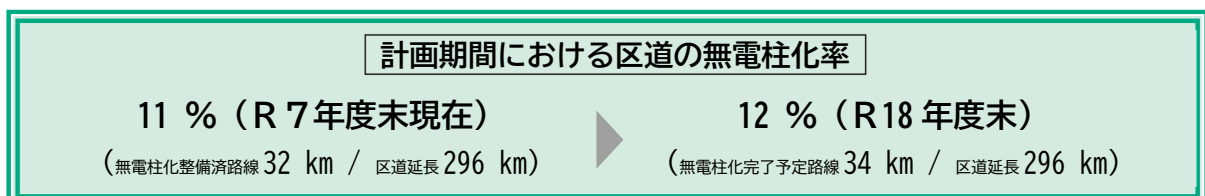
優先整備“選定”路線の選定における基本的な考え方

- 区の上位計画や地域防災計画、緊急輸送道路等の計画から全10の評価項目を選定
- 都市防災機能の向上に直結する【都市防災機能の強化】の観点をもっと重要な評価項目として位置付け
- 「都・区市町村無電柱化検討会議」による検討で提唱された、都道との面的な連続性を考慮しつつ、災害拠点病院等の防災上重要な拠点に接続している路線

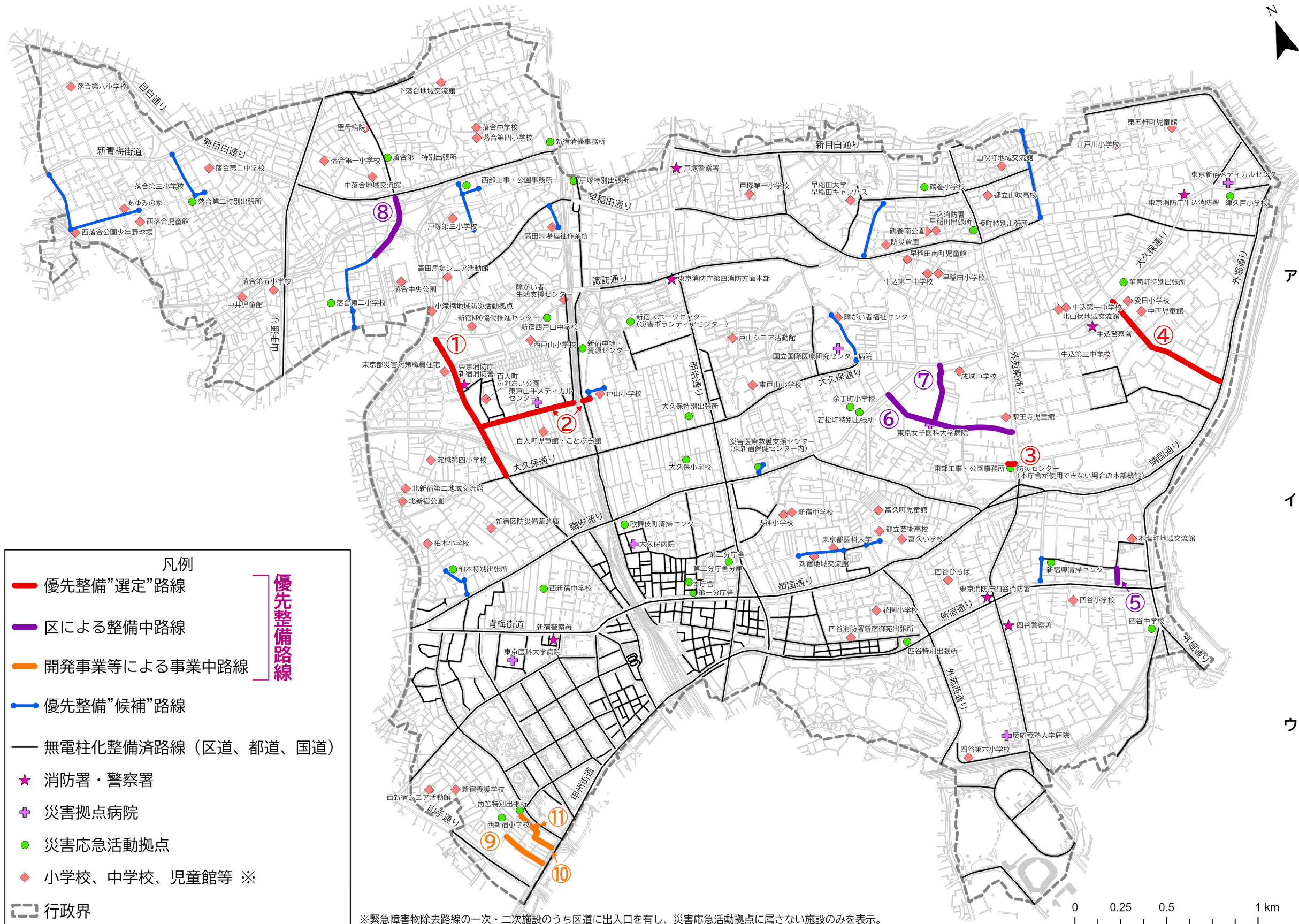
■ 優先整備路線の選定フロー



3 無電柱化の推進に関する目標



優先整備路線図



※緊急障害物除去路線の一次・二次施設のうち区道に出入口を有し、災害応急活動拠点に属さない施設のみを表示。

ア 優先整備”選定”路線（今後10年間で優先的に整備に着手をする路線）

No	路線名（通称名等）	整備延長
①	特別区道 22-1070（小滝橋通り）	846 m
②	特別区道 22-270（中央病院通り）	561 m
③	特別区道 31-1230（防災センター前通り）	39 m
④	特別区道 34-320（牛込中央通り（南側））	747 m

イ 区による事業中路線（区が無電柱化を進めている路線）

No	路線名（通称名等）	整備延長
⑤	特別区道 42-540（四谷駅周辺区道）	80 m
⑥	特別区道 31-1380（女子医大通り）	730 m
⑦	特別区道 31-1390（水野原通り）	250 m
⑧	特別区道 23-1360（上落中通り）	420 m

ウ 開発事業等による事業中路線（開発事業等により無電柱化を進めている路線）

No	路線名	整備延長
⑨	区画道路 1号※1	約 240 m
⑩	区画道路 2号※1	約 265 m
⑪	区画道路 3号※1	約 20 m

※1 西新宿三丁目西地区第一種市街地再開発事業
※ 整備延長は、事業進捗により変更になる可能性があります。

● 無電柱化の推進に関し総合的に取り組む施策

施策 1 コスト縮減・工期短縮への更なる取組

国及び東京都で検討が進められているコスト縮減や工期短縮につながる整備手法について、積極的に活用を検討を行います。

施策 2 多様な整備手法の活用による整備の推進

歩道幅員が狭い、または歩道が無い道路における地上機器の設置場所の確保については、公共用地等の道路外の敷地を活用するとともに、多様な整備手法を活用し、更なる整備の推進を図ります。

施策 3 補助制度を活用した財源確保

国や東京都の補助制度を活用し、財源確保に努め、無電柱化の推進を図ります。

施策 4 都市計画道路の整備と併せた同時整備の推進

都市計画道路の整備に伴う道路の新設や拡幅に併せ、無電柱化整備の推進を図ります。

施策 5 市街地再開発事業や都市開発諸制度等の整備と併せた同時整備の推進

開発事業により、道路の新設や拡幅整備が行われる際には、同時に実施されるよう調整を図ります。

施策 6 電線共同溝等の点検及び維持管理

設置した電線共同溝について、適切な維持管理を行うための点検等を実施していきます。

施策 7 迅速に推進するために取組むべきこと

(1) 組織体制の強化

無電柱化を今後さらに推進していくため、内部組織体制の強化について検討を進めます。

(2) 広報・啓発活動

区民の理解と協力が得られるよう、地域説明会やパンフレット等を活用し、広く周知を図ります。

(3) 関係機関との連携強化

国及び東京都と連携した技術検討や、電線管理者との整備手法に関する協議・調整を行います。

(4) 他事業との調整

都市計画道路の整備や開発事業等が実施される際には、同時に無電柱化が実施されるよう調整を図ります。また、区内の無電柱化が推進されるよう関係機関への働きかけを行います。

(5) 推進に向けたルール作り

電線共同溝整備マニュアルや管理規定の見直し、事務処理の簡素化等の改善を行います。

(6) 道路の占用制限の活用

都市防災機能の強化の観点から重要な路線である緊急輸送道路については、道路法第 37 条に基づく電柱の新設制限を引き続き実施するとともに、無電柱化済路線への適用についても検討を行います。

(7) 計画の適宜見直し

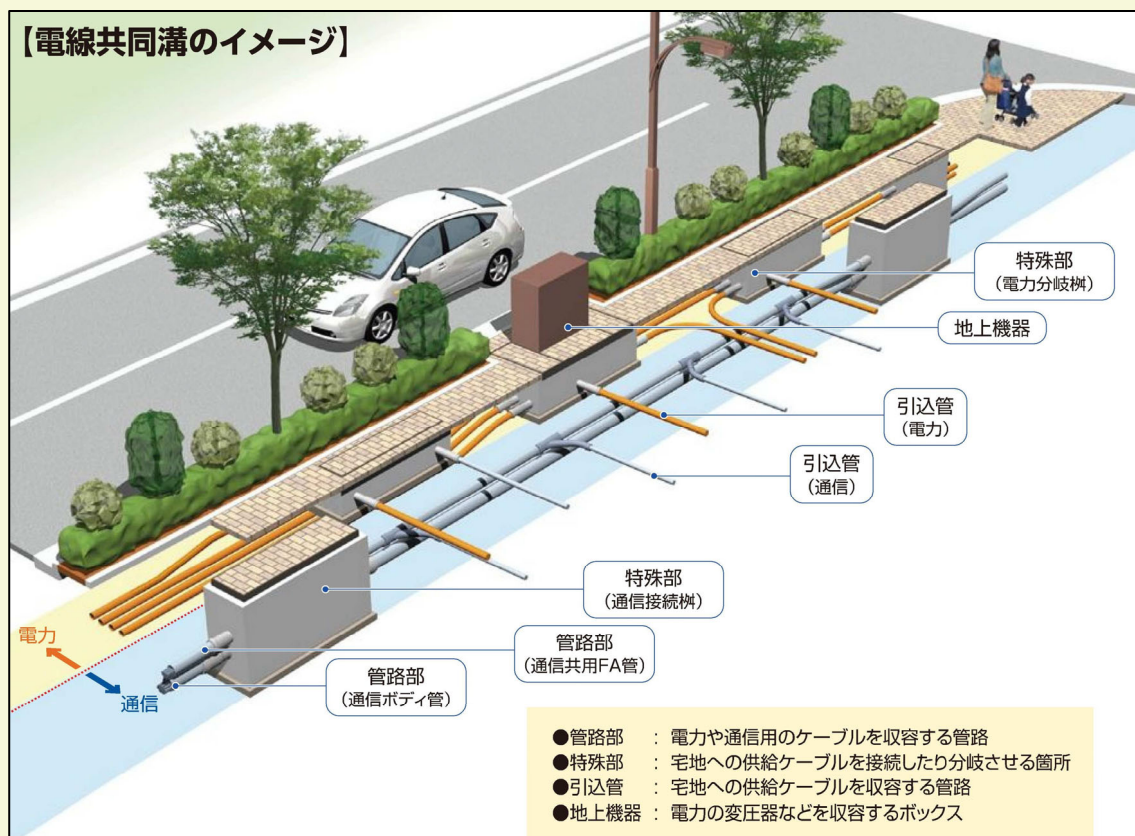
本計画を着実に推進するため、事業の進捗状況を適切に管理するとともに、計画の見直し・改善を P D C A サイクルに基づいて推進していきます。

【参考】無電柱化とは？

無電柱化とは、道路の地下空間に電力線や通信線等を收容、または電線を裏通りや軒下等から配線することにより、道路上から電柱をなくすことです。

無電柱化には大きく分けて「電線類地中化」と「電線類地中化以外」の整備手法があり、国・東京都・区市町村などの道路管理者が無電柱化を実施する際には、電線共同溝方式が主な整備手法となっています。

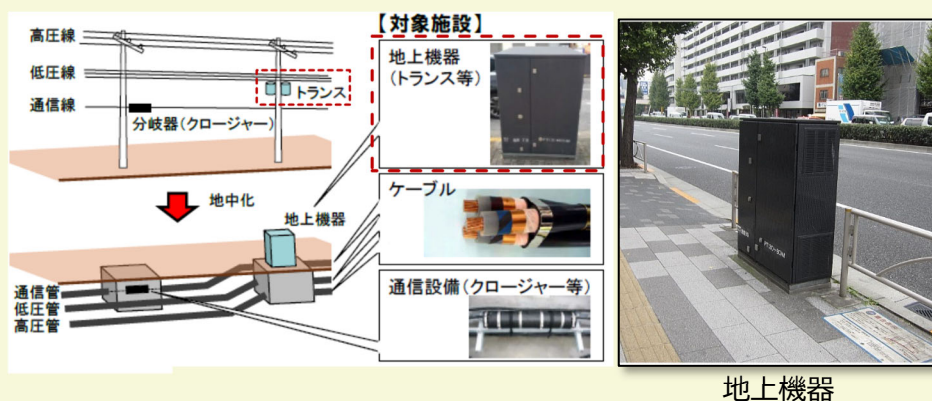
■ 電線共同溝のイメージ



[出典：パンフレット「東京の無電柱化」令和7年7月（東京都建設局）]

■ 電線共同溝方式による整備において必要となる地上機器

地上機器…高圧線で運ばれてきた電気を家庭用に変換する機器。電柱に添架されていたトランス等は、地中化に伴い地上機器として地上に設置する必要があり、数十メートルごとに設置が必要。



[出典：国土交通省HPをもとに加工]

※本計画では、国または地方公共団体等の公的機関が著作権者である著作物について「公共データ利用規約（第1.0版）」を準拠し、編集・加工等した場合は編集・加工等を行ったことを記載している。

※本計画で使用する地形図の出所は、以下の通りである。

- ・この地図は、東京都縮尺 1/2,500 地形図を使用（承認番号）して作成したものである。無断複製を禁ずる。
- ・この地図の著作権は、東京都及び株式会社ミッドマップ東京に帰属する。

新宿区無電柱化推進計画 概要版

素案

令和9（2027）年2月

■問合せ先 新宿区みどり土木部道路課

東京都新宿区歌舞伎町一丁目4番1号

TEL：03-5273-3525

FAX：03-3209-5595

新宿区 無電柱化推進計画

都市防災機能の強化／安全で快適な歩行空間の確保／良好な都市景観の創出



令和9(2027)年2月



新宿区

目 次

第1章	新宿区無電柱化推進計画改定の背景と位置づけ	1
1	計画改定の背景	1
2	計画の位置づけ	3
第2章	無電柱化の概要	4
1	無電柱化の整備手法	4
2	電線共同溝方式による整備の課題	6
第3章	新宿区における無電柱化の状況とこれまでの取組	8
1	区内の無電柱化の状況	8
2	電線共同溝方式による整備の課題に対する区の取組.....	10
第4章	無電柱化の推進に関する基本的な方針	12
第5章	無電柱化推進計画の期間と目標	13
1	無電柱化推進計画の期間	13
2	優先整備路線の選定	13
3	無電柱化の推進に関する目標	15
第6章	無電柱化の推進に関し総合的に取り組む施策	17

参考資料	20
1 優先整備“候補”路線の選定における評価項目.....	20
2 無電柱化整備における財源支援制度	24
3 整備手法別の無電柱化状況	25
4 都市開発諸制度の活用	28
5 東京における宅地開発の無電柱化の推進に関する条例.....	28

※本計画では、国または地方公共団体等の公的機関が著作権者である著作物について「公共データ利用規約（第1.0版）」を準拠し、編集・加工等した場合は編集・加工等を行ったことを記載している。

※本計画で使用する地形図の出所は、以下の通りである。

- ・この地図は、東京都縮尺 1/2,500 地形図を使用（承認番号）して作成したものである。無断複製を禁ずる。
- ・この地図の著作権は、東京都及び株式会社ミッドマップ東京に帰属する。

第1章 新宿区無電柱化推進計画改定の背景と位置づけ

1 計画改定の背景

近年発生している大規模地震や大型台風等においては、電柱の倒壊により道路が閉塞され、緊急車両の通行や復旧活動に支障をきたす事象が発生しています。

また、電柱は歩行空間を圧迫し、歩行者や車いす、ベビーカー利用者の通行を困難にする要因となっています。視覚障がい者にとっては、電柱が動線上の障害物となり、移動時の安全性を損なう原因にもなっています。

景観の面においても、電柱や電線は街並みの統一感や開放感を損ない、都市景観の質の低下や歴史的・観光的価値を弱める要因となっています。

このような状況を踏まえ、新宿区では、道路の無電柱化は都市の防災機能を高め、人命救助や迅速な復旧活動を支える極めて重要な事業であると認識しています。

これまで新宿区では、無電柱化に関する基本的な考え方や具体的な実施計画を取りまとめた「新宿区無電柱化推進計画（以下、『本計画』という。）」を平成31年3月に策定しました。

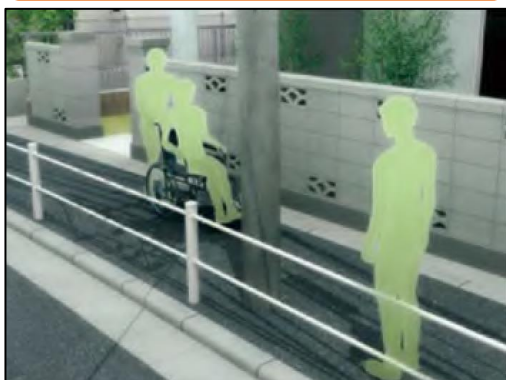
このたび、本計画で定めた無電柱化事業路線の一部において整備完了の見通しが立ってきたことに加え、令和6年度に発生した能登半島地震を契機として道路の無電柱化の必要性が再認識されていることから、更なる無電柱化を推進するため、本計画を改定しました。

■ 無電柱化の必要性

〔都市防災機能の強化〕
災害時の救護活動を妨げる電柱



〔安全で快適な歩行空間の確保〕
通行を妨げる電柱



〔良好な都市景観の創出〕
風景を阻害する電柱



〔出典（写真）：「東京都無電柱化計画（改定）」（東京都建設局）をもとに加工〕

なお、本改定にあたっては、令和8年度に改定された国の無電柱化推進計画及び東京都無電柱化計画の内容や、令和6年度に設置された都・区市町村無電柱化検討会議の検討を踏まえた計画としました。

■ 無電柱化に関する国と東京都の動き

◆ 国の動き

- ◇ 平成28年12月 「無電柱化の推進に関する法律」を施行
…国、地方公共団体及び関係事業者の責務や無電柱化推進計画の策定等について規定
- ◇ 平成30年4月 「無電柱化推進計画」を策定
…無電柱化の推進に関する基本的な方針や目標等を公表
- ◇ 令和3年5月 「第2次無電柱化推進計画」を改定
…新設電柱の抑制及びコスト縮減、役割分担について明示
- ◇ 令和8年6月 「第3次無電柱化推進計画」を改定
…区市町村との連携を図り、面的な無電柱化整備を進める施策を公表

改定のポイント ～今後5年間で新たに1,000kmの整備完了を目指す～

- ① 道路啓開の実効性の早期確保
…新たに高速道路ICと県庁等を結ぶ区間を優先整備区間として選定し、重点整備を推進
- ② 児童の事故リスクの着実な低減
…新たに通学路を対象とした目標値を設定
- ③ 地域全体で切れ目のない景観の創出
…市町村における計画策定と景観・観光部局等との連携強化

● 東京都の動き

- 平成29年9月 「東京都無電柱化推進条例」の施行
…防災・安全・景観向上のため、東京都が無電柱化を計画的に進めることを規定
- 平成30年3月 「東京都無電柱化計画」の策定・公表
…防災性を高めつつ、東京の道路空間と景観を計画的に改善する無電柱化計画を公表
- 令和3年6月 「東京都無電柱化計画」の改定
…無電柱化を、より早く・広く・具体的に進めるための計画へ強化した改定
- 令和6年度 「都・区市町村無電柱化検討会議※」の設置
…防災上重要な道路について都と区市町村が連携して無電柱化を推進することを目的とした会議
- 令和7年度 「東京における宅地開発の無電柱化の推進に関する条例」を制定
…一定の規制区域内で行われる宅地開発において、電柱等の新設を原則禁止とする条例
- 令和8年6月 「東京都無電柱化計画」の改定
…区市町村との連携を図り、点ではなく面的な無電柱化整備を推進する施策を公表

改定のポイント ～「首都防衛」に向けた無電柱化の強化を推進～

- ① 重点整備エリアを環状八号線まで拡大・防災拠点のアクセス機能の強化
- ② DX原則適用や同時施工による効率化・スピードアップ
- ③ 島しょ地域の復興・強靱化
- ④ 区市町村との連携・支援強化、電柱の新設禁止の拡大
- ⑤ 「東京における宅地開発の無電柱化の推進に関する条例」制定

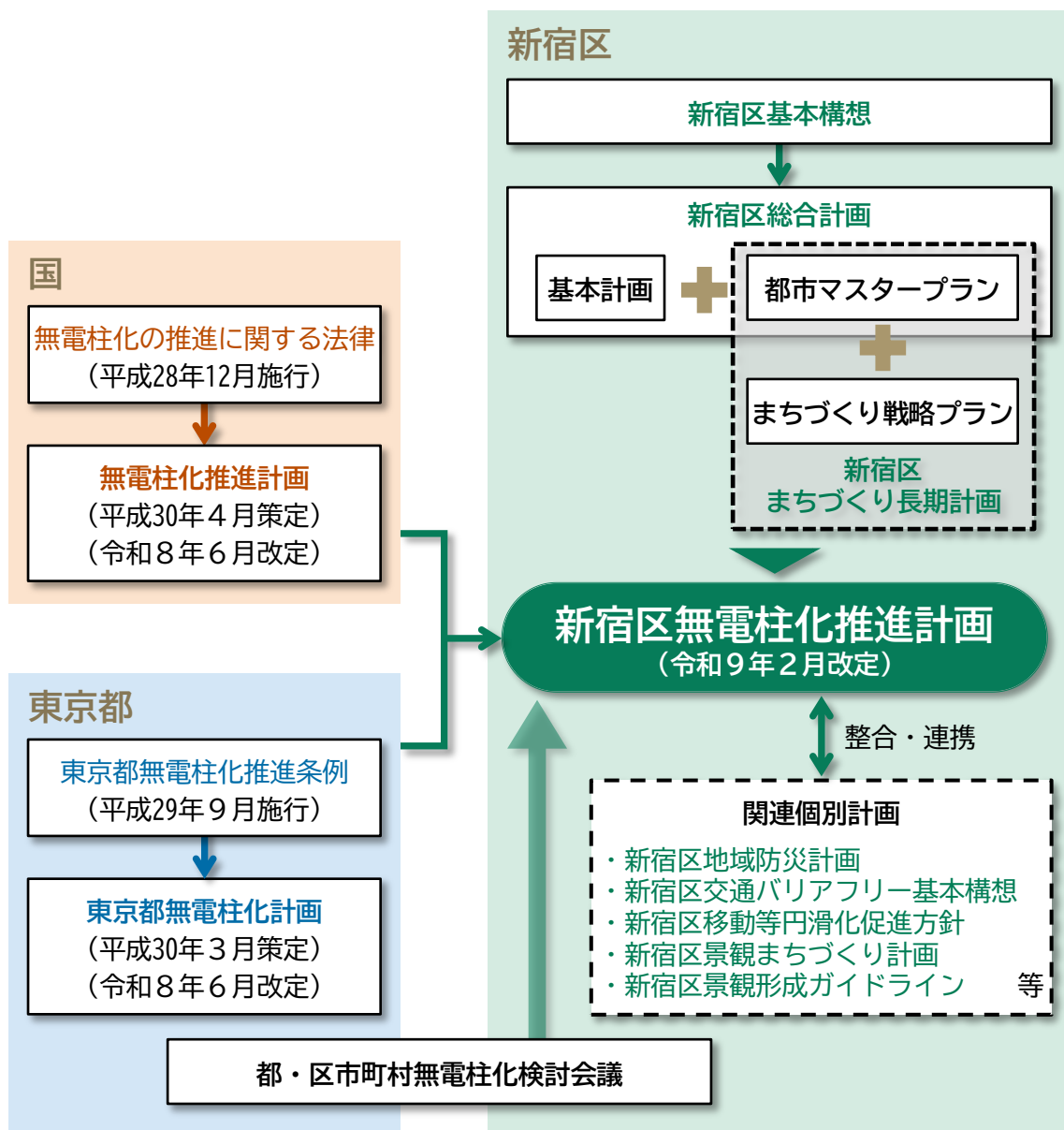
※「都・区市町村無電柱化検討会議」では、都道との連続性を考慮しつつ、災害拠点病院等の防災上重要な拠点に接続している無電柱化の効果が高い区市町村道を抽出し、整備に向けた検討を行っています。また、抽出された路線を整備する場合には、防災に寄与する路線としての補助制度を活用できるほか、その補助制度の延伸・拡充が行われる等、都による支援が強化されています。

2 計画の位置づけ

本計画は、「無電柱化の推進に関する法律」第8条第2項に規定された「無電柱化推進計画」に相当するものです。

国の無電柱化推進計画及び東京都無電柱化計画を基本としつつ、区政運営の基本となる「新宿区基本構想」及び「新宿区総合計画」、並びに区のまちづくりのロードマップである「新宿区まちづくり長期計画」、さらに都との面的な無電柱化整備を推進する「都区市町村無電柱化検討会議」等を踏まえ、無電柱化事業を推進するための今後の具体的な取組等について示すものです。また、関連する個別計画との整合・連携も図ります。

■ 新宿区無電柱化推進計画の位置づけ



第2章 無電柱化の概要

1 無電柱化の整備手法

(1) 無電柱化の整備手法

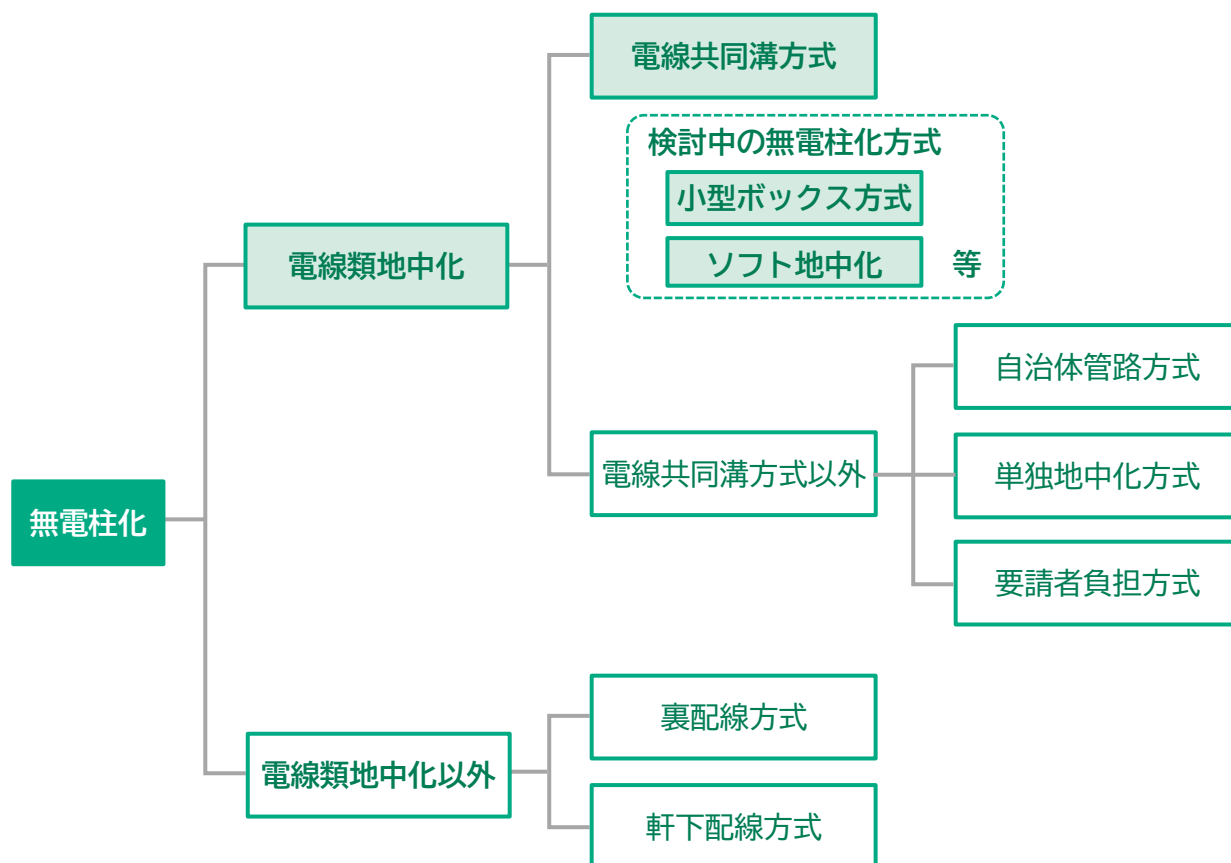
無電柱化には、大きく分けて「電線類地中化」と「電線類地中化以外」の整備手法があり、各手法には様々な整備方式があります。

「電線共同溝の整備等に関する特別措置法」が平成7年に施行されたことを受け、現在、国・東京都・区市町村などの道路管理者が無電柱化を実施する際には、電線共同溝方式が主な整備手法となっています。

そのため、区が無電柱化を行う際には、原則として電線共同溝方式により整備を行っています。

■ 無電柱化の整備手法

…区が実施する手法

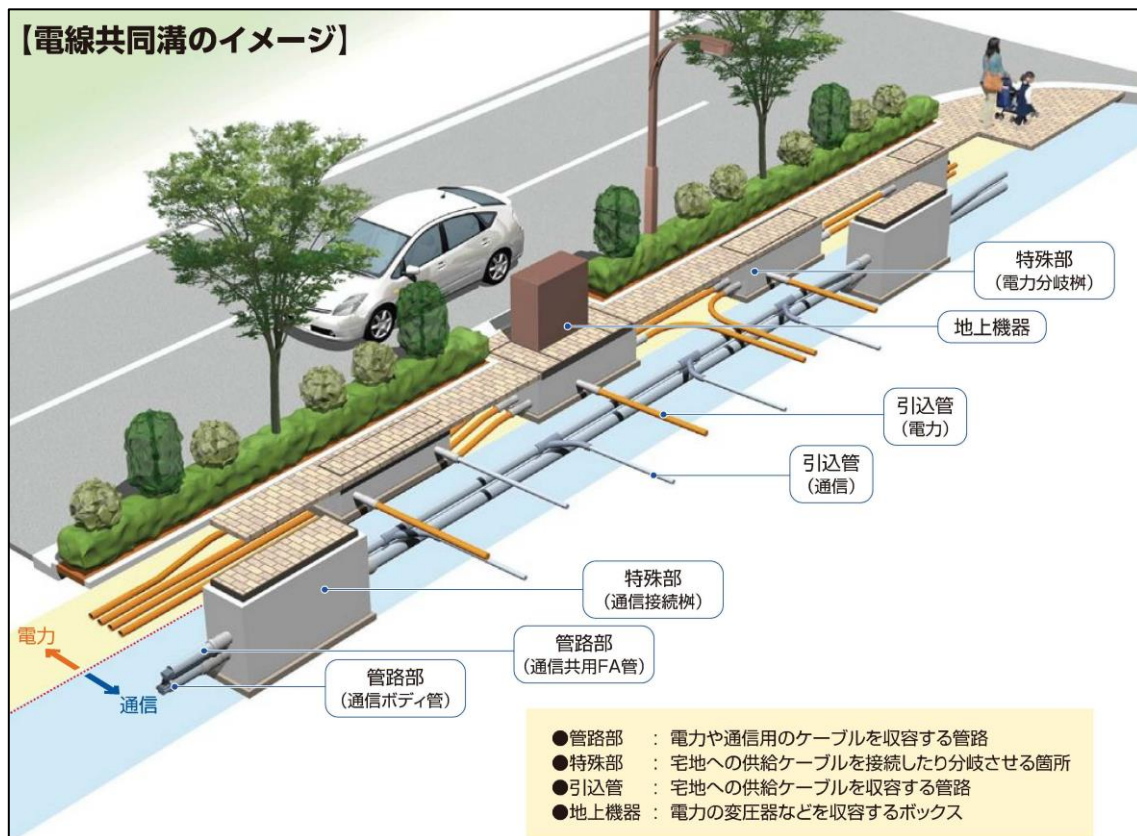


(2) 電線共同溝方式の概要

電線共同溝方式は、道路管理者が電線共同溝を整備し、電線管理者が電線や通信線、地上機器を整備する手法です。

この方式により整備を行う場合には、道路内に電線管理者の地上機器が設置されるため、一般的に歩道幅員を2.5m以上確保する必要があります。

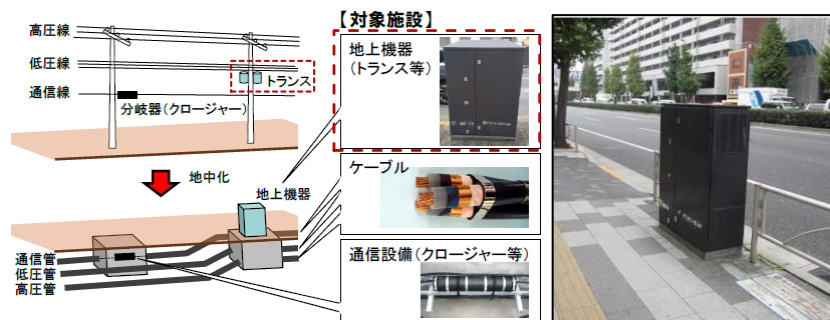
■ 電線共同溝のイメージ



[出典：パンフレット「東京の無電柱化」令和7年7月（東京都建設局）]

■ 電線共同溝方式による整備において必要となる地上機器

地上機器…高圧線で運ばれてきた電気を家庭用に変換する機器。電柱に添架されていたトランス等は、地中化に伴い、地上機器として地上に設置する必要があり、数十メートルごとに設置が必要。



地上機器

[出典：国土交通省HPをもとに加工]

2 電線共同溝方式による整備の課題

(1) 整備期間が長期間に渡る

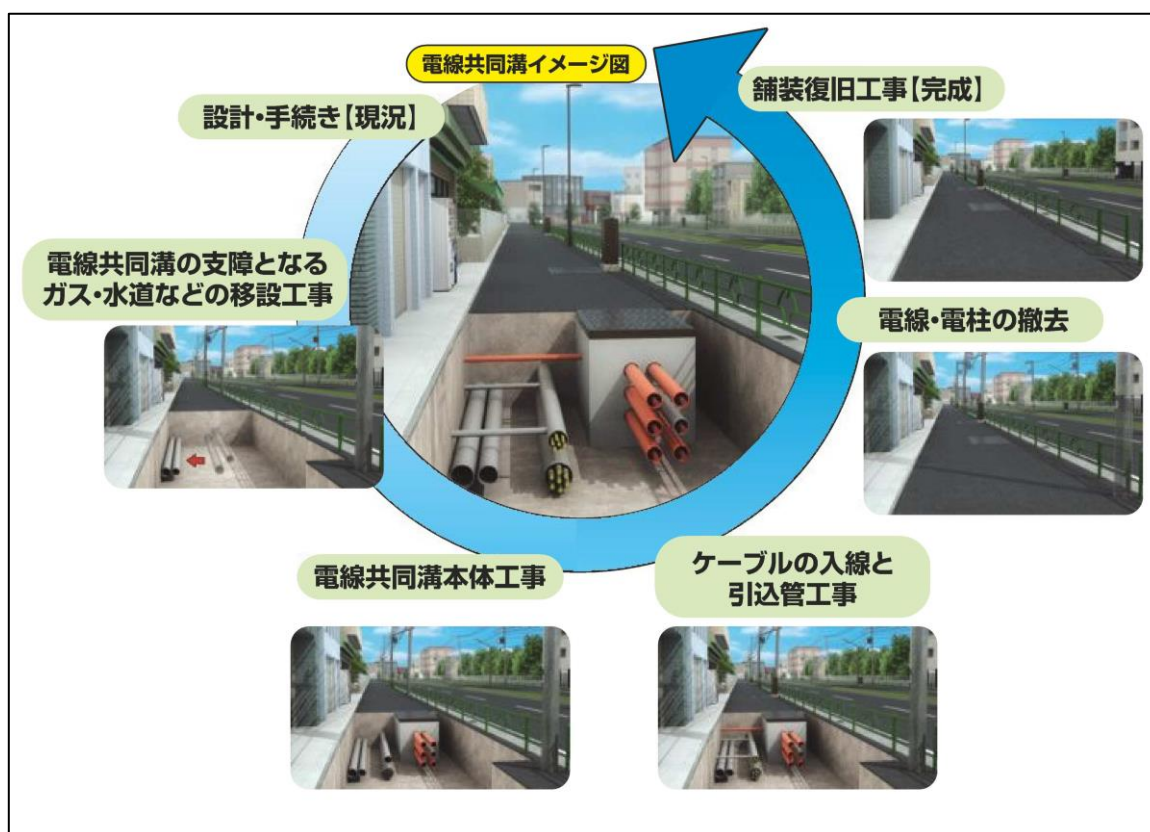
電線共同溝を整備するには、既に水道管やガス管等が埋設されている地下空間に新たな施設を設置する必要があることから、多数の関係者との調整や埋設物の移設、電力・通信工事、電線・電柱の撤去等、複数の工程を段階的に進める必要があります。

このため、電線共同溝方式による無電柱化には長い期間を要し、都道においては施工延長約 400m の無電柱化を実施するにあたり、約7年を要するとされています。

区道の場合、国道や都道に比べ道路幅員が狭いため、密集した埋設物の移設工事や、工事中の歩行通路確保による1日の作業時間の制約等が原因で、整備期間が一層長期化する傾向があります。

そのため、工期短縮に向けた取組及び電線共同溝以外の整備手法の検討を進めるとともに、無電柱化の必要性が高い区間から重点的に整備を進めていくことが求められます。

■ 電線共同溝整備事業の流れ



〔出典：「TOKYO WAY」第6版 令和5年3月（東京都建設局）〕

（２）高額な整備費用を要する

電線共同溝方式による無電柱化整備には多額の費用を要します。近年の物価及び人件費の高騰を踏まえ、道路管理者や電線管理者等の費用負担が大きいことが、無電柱化が進みにくい要因の一つとなっています。

また、区道のように道路幅員が狭い場合には、「（１）整備期間が長期間に渡る」で述べたとおり工事が長期化するため、さらに費用が増加する場合があります。区が直近で整備を行った道路４路線（既存道路の無電柱化整備に限る）では、いずれも国土交通省の試算を上回る事業費となっており、整備費用が多額に上がることが改めて課題として明らかになっています。

（３）地上機器設置場所の確保が困難である

電線共同溝方式による無電柱化整備では、電力・通信事業者が管理する地上機器を、道路占用物として歩道内に設置することが一般的です。

しかし、区道では歩道がない道路や歩道が狭い道路も多く、歩行者の安全及び通行空間の確保が最優先となるため、地上機器を設置できる余地がありません。このため、道路区域内であっても地上機器の設置場所の確保が難しく、電線共同溝方式による無電柱化整備を進める上での大きな制約となっており、整備が進まない要因の一つとなっています。

■ 歩道が狭く地上機器の設置が困難な道路



特別区道 31-1380（女子医大通り）

第3章 新宿区における無電柱化の状況とこれまでの取組

1 区内の無電柱化の状況

新宿区内の無電柱化状況としては、区内の全ての道路（国道、都道、区道）を対象とした場合、無電柱化率は約 22%となっています。

また、区道のみを対象にした場合、無電柱化率は約 11%となります。

なお、区内の無電柱化の整備状況については、次頁の図のとおりです。

■ 区道の無電柱化率（令和7年度末現在）

区 分	管理道路延長	無電柱化整備延長	無電柱化率
新宿区が管理する道路（区道）	296 k m	32 k m	11 %

■ 区が整備を実施した路線の一覧（令和7年度末現在）

路線名（通称名等）	整備延長※1	整備手法	事業期間※2
特別区道 33-750 （早大通り）	545 m	キャブ方式	昭和 60 年度（着手） 昭和 63 年度（完成）
特別区道 22-311 （補助第 72 号線第Ⅱ期区間第3工区）	217 m	電線共同溝方式	平成 19 年度（着手） 平成 23 年度（完成）
特別区道 42-520 （三栄通り）	404 m	電線共同溝方式 （既存ストック方式）	平成 20 年度（着手） 平成 27 年度（完成）
特別区道 23-1361 （聖母坂通り）	581 m	電線共同溝方式	平成 21 年度（着手） 令和元年度（完成）
特別区道 21-580 （補助第 72 号線第Ⅰ期区間）	345 m	電線共同溝方式	平成 27 年度（着手） 令和元年度（完成）
特別区道 43-120 （信濃町駅周辺）	131 m	電線共同溝方式 （既存ストック方式）	平成 29 年度（着手） 令和元年度（完成）
特別区道 11-260 （甲州街道脇南側区道）	122 m	電線共同溝方式 （既存ストック方式）	平成 28 年度（着手） 令和2年度（完成）

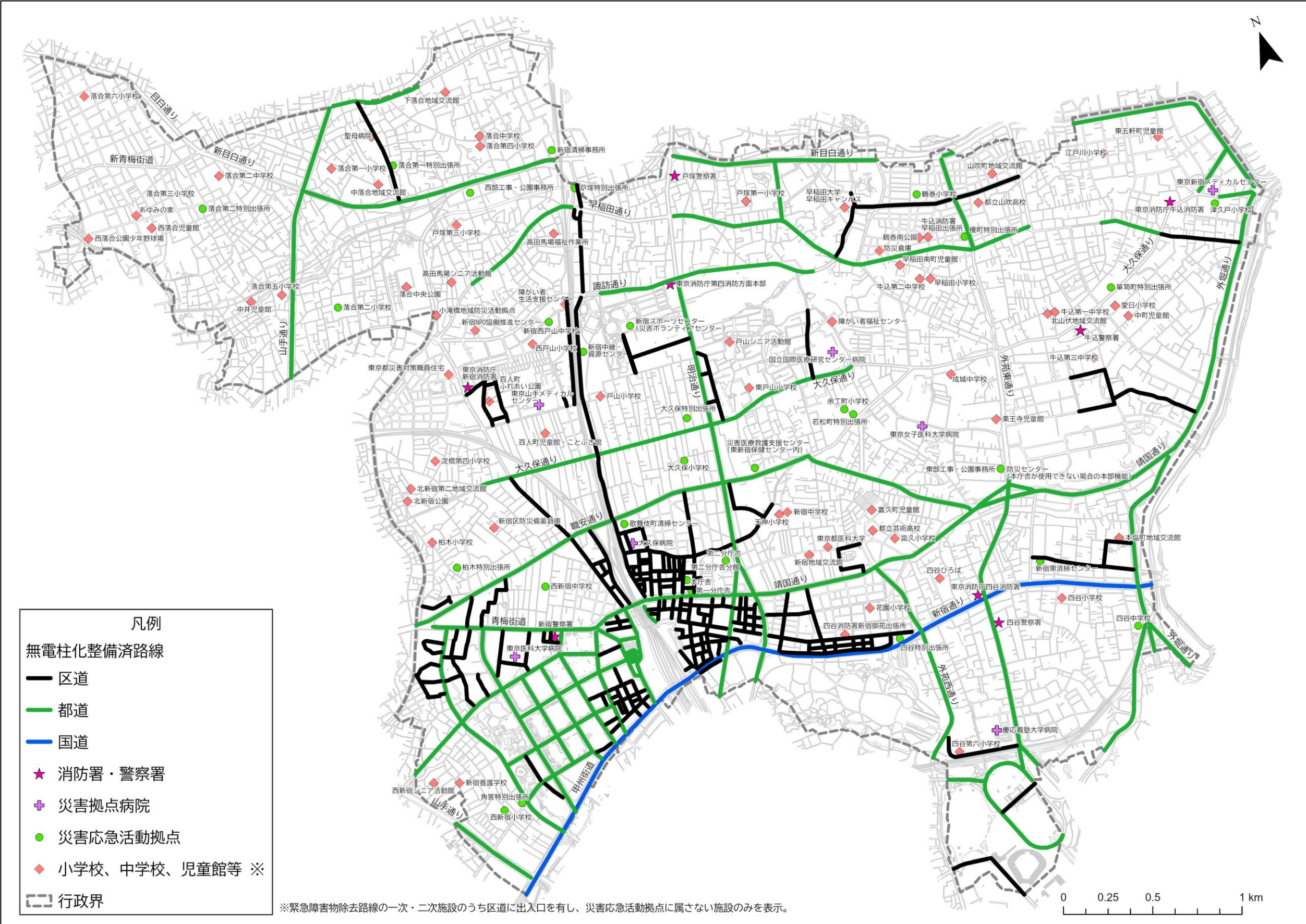
※1：整備済路線の整備延長は、認定延長または GIS 計測より算出

※2：事業期間：基礎調査から道路築造工事まで

◆ 整備手法別の無電柱化状況は、P. 25 参考資料3を参照。

◆ 既存ストック方式の詳細は、P. 10 第3章2項を参照。

■ 無電柱化整備状況図



2 電線共同溝方式による整備の課題に対する区の実取組

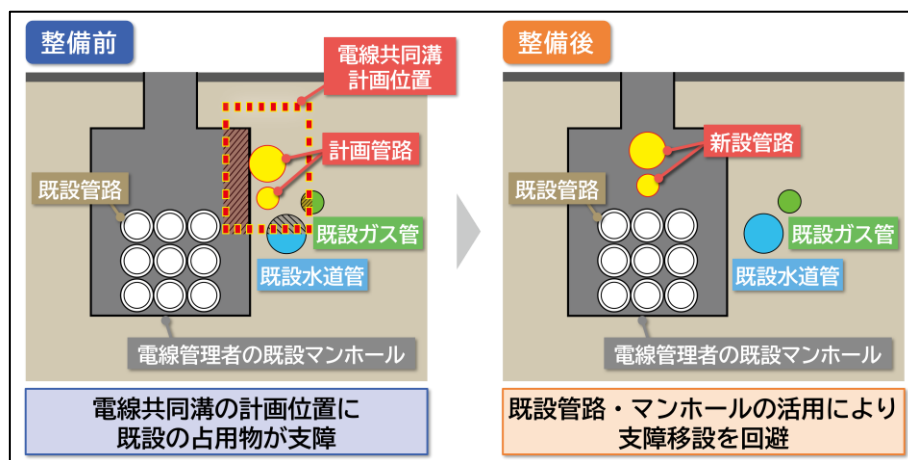
(1) 整備期間が長期間に渡ることに對する取組

既存ストック活用による整備

整備期間が長期化するという課題に対応するため、既に地中に埋設されている電線管理者の管路やマンホールを活用し、電線共同溝を整備する「既存ストックを活用した整備」を実施しています。

既存の施設を有効に活用することで新たに整備する管路を減らし、工事量の縮減による整備期間の短縮を図っています。

■ 既存ストック方式による整備イメージ



特殊部のレジンコンクリート製ボックス及び角形多条電線管（F E P管）の採用

道路状況により特殊部の設置が困難な箇所においては、形状を現場条件に応じて変更することができるレジンコンクリート製ボックスの採用や、管路を柔軟に曲げることができ、既存埋設物の回避が容易な角形多条電線管（F E P管）を採用することにより、コスト縮減及び工期短縮に努めています。

■ レジンコンクリート製ボックス及び角形多条電線管（F E P管）の例



レジンコンクリート製CCBOX（特殊部）



角形多条電線管（F E P管）

[出典：NETIS新技術情報提供システムHP（国土交通省）]

(<https://www.netis.mlit.go.jp/netis/pubtheme/themesettings>)

(2) 高額な整備費用を要することに対する取組

既存ストック活用による整備、国及び都の補助を活用した財源確保

先に挙げた取組内容である既存ストックを活用した整備は、整備費用の低減にも寄与しており、無電柱化に多額の費用を要するという課題に対応する取組でもあります。

また、区が電線共同溝方式による無電柱化整備を行うにあたっては、国の「無電柱化推進計画事業補助」や、東京都の「区市町村無電柱化事業に対する都費補助」などの補助制度を積極的に活用し、財源の確保に努めています。

(3) 地上機器設置場所の確保に対する取組

沿道の公共用地を活用した整備

地上機器の設置場所の確保が困難であるという課題に対応するため、電線共同溝を整備する沿道の公共用地を活用し、地上機器の設置を行っています。

道路区域外に地上機器を設置することで、歩行者の通行空間を確保することが可能となり、電線共同溝方式による無電柱化整備を実現しています。

■ 公共用地を活用した地上機器設置



特別区道 23-1361（聖母坂通り）

沿道地権者との協力・協働した歩行者空間の確保

歩道内の地上機器の設置箇所において、整備路線の沿道地権者の協力を得て道路区域外の敷地を歩道状に整備することにより、歩行者空間を拡大し、通行の安全性及び快適性の向上を図っています。このように、無電柱化とあわせて歩行環境の改善にも取り組んでいます。

■ 沿道地権者と協力・協働して歩行空間を確保した例



特別区道 23-1361（聖母坂通り）

第4章 無電柱化の推進に関する基本的な方針

無電柱化の3つの必要性である【都市防災機能の強化】・【安全で快適な歩行空間の確保】・【良好な都市景観の創出】の観点から、新宿区における無電柱化の推進に関する基本的な方針を以下のとおり定めます。

■ 基本的な方針

方針1：都市防災機能の強化

地震や台風等の災害時に、電柱倒壊による道路の閉塞を防ぎ、ライフラインの安定供給や救急活動の円滑化を図ります。



方針2：安全で快適な歩行空間の確保

歩行の妨げとなる電柱をなくし、歩行者だけでなく車いすやベビーカーも移動しやすい歩行空間を確保していきます。



方針3：良好な都市景観の創出

景観を阻害している電柱や電線類をなくし、良好な都市景観の創出を図ります。



〔出典（写真）：「東京都無電柱化計画（改定）」（東京都建設局）をもとに加工〕

第5章 無電柱化推進計画の期間と目標

1 無電柱化推進計画の期間

本計画の期間は、以下のとおりとします。

令和9（2027）年度から令和18（2036）年度までの10年間

2 優先整備路線の選定

（1）優先整備“候補”路線（24路線）の抽出

まず、基本的な方針として定めた【都市防災機能の強化】・【安全で快適な歩行空間の確保】・【良好な都市景観の創出】の考え方を踏まえ、区の上位計画や地域防災計画、緊急輸送道路等の計画から全10の評価項目を選定しました。

無電柱化は、電柱倒壊による道路閉塞やライフラインの寸断を防ぎ、避難・救急・復旧活動を円滑に行うための基盤となるなど、都市防災機能を強化する上で極めて効果の高い施策です。このため、区では、事前復興の視点や災害発生時の応急・復旧対策も見据え、災害に強い都市構造の形成を目指したまちづくりを推進しています。

こうした考え方から、災害時に高い整備効果を発揮し都市防災機能の向上に直結する【都市防災機能の強化】の観点を最も重要な評価項目として位置付け、【都市防災機能の強化】及び【安全で快適な歩行空間の確保】、または【都市防災機能の強化】及び【良好な都市景観の創出】の評価項目に該当する路線を抽出しました。さらに、抽出した路線うち、事業中路線や無電柱化済路線とのネットワーク等を総合的に考慮しつつ、評価項目の該当数が多い上位路線を無電柱化の重要性が高い「優先整備“候補”路線（24路線）」として選定しました。

（2）優先整備“選定”路線（4路線）の選定

優先整備“選定”路線の選定にあたっては、優先整備“候補”路線（24路線）に対して、【整備効果（路線の重要性）】【効率性（施工性）】【財源確保（補助制度活用）】の観点で評価します。区道は幅員が狭く、地下埋設物も輻輳していることから過去の整備実績は10年で1.5km程度となっていることや、近年全国的に施工体制の確保が難しいことを踏まえ、計画期間内における事業量を考慮して、今後10年間で優先的に整備着手をする「優先整備“選定”路線（4路線）」を選定しました。

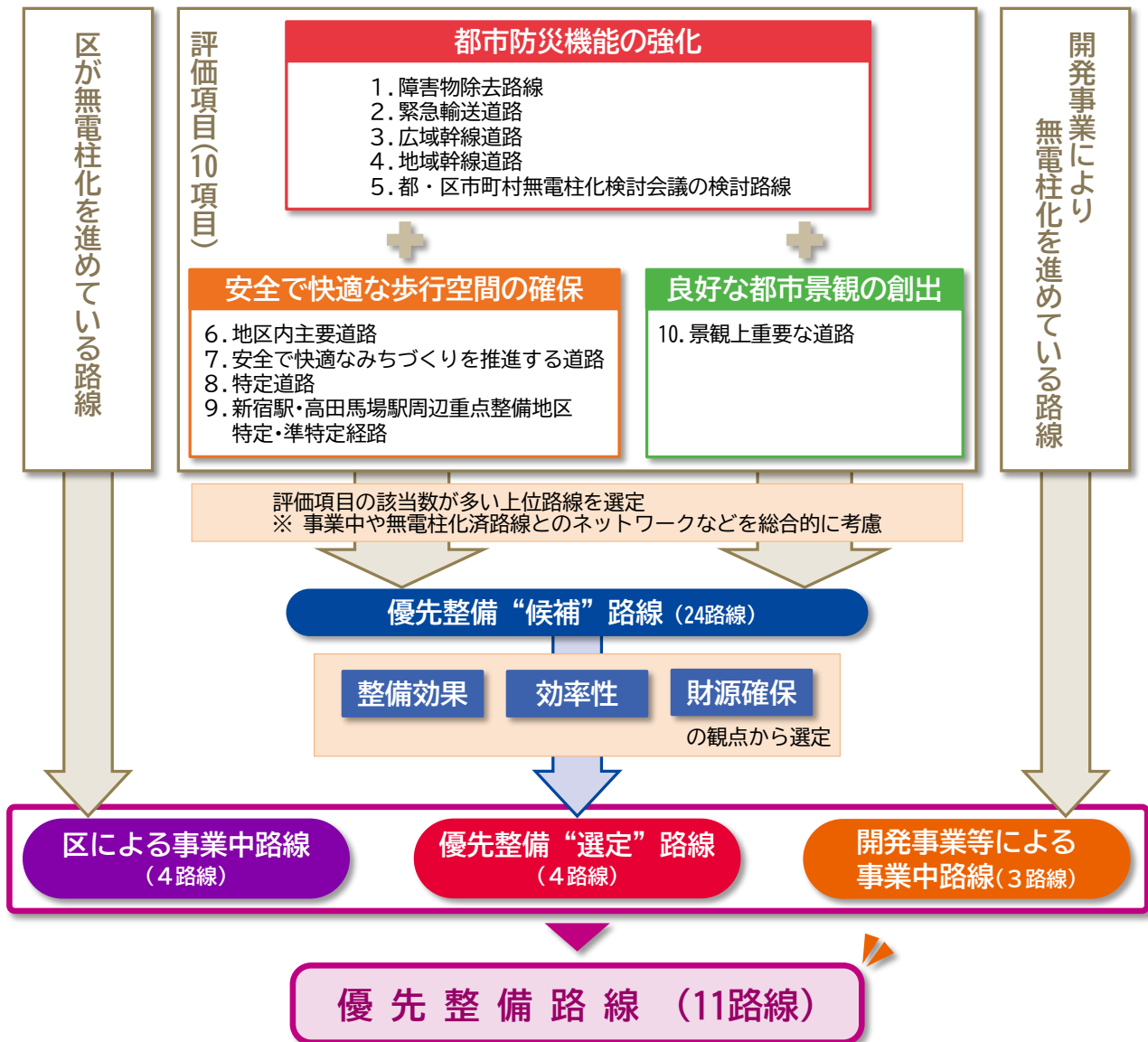
区では、首都直下地震の発生が切迫していることに加え、近年相次ぐ大規模地震や大型台風による被害の教訓を重く受け止め、災害による被害を未然に抑制・軽減することが喫緊の課題であると認識しています。

こうした背景から、優先整備“選定”路線の選定にあたっては、災害リスクの高まりなどの社会的背景も踏まえ、「都・区市町村無電柱化検討会議」による検討で提唱された、都道との面的な連続性を考慮しつつ、大規模災害発生後に人命救助や応急復旧の拠点となる災害拠点病院等の防災上重要な拠点到接続している路線に重点を置いて選定を行っています。

(3) 優先整備路線の選定フロー

優先整備路線の選定フローは以下のとおりです。

■ 優先整備路線の選定フロー



(4) 優先整備路線の一覧

優先整備“選定”路線及び事業中路線の一覧表は以下のとおりです。また、位置図は次頁のとおりで

※ 下表の整備延長は、事業進捗により変更になる可能性があります。

ア 優先整備“選定”路線（今後10年間で優先的に整備に着手をする路線）

No	路線名（通称名等）	整備延長	選定理由
①	特別区道 22-1070 （小滝橋通り）	846 m	・ 障害物除去路線 ・ 緊急輸送道路 ・ 都・区市町村無電柱化会議の検討路線 ・ 地区内主要道路 ・ 安全で快適なみちづくりを推進する道路 ・ 景観上重要な道路 等 に該当する道路より選定
②	特別区道 22-270 （中央病院通り）	561 m	
③	特別区道 31-1230 （防災センター前通り）	39 m	
④	特別区道 34-320 （牛込中央通り（南側））	747 m	

イ 区による事業中路線（区が無電柱化を進めている路線）

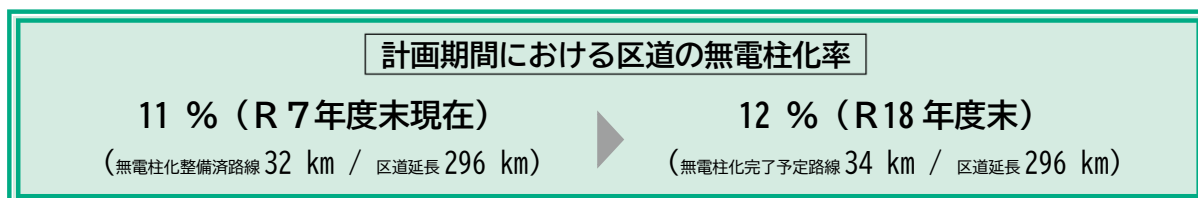
No	路線名（通称名等）	整備延長	状況
⑤	特別区道 42-540 （四谷駅周辺区道）	80 m	平成30年度より無電柱化事業中
⑥	特別区道 31-1380 （女子医大通り）	730 m	平成30年度より無電柱化事業中
⑦	特別区道 31-1390 （水野原通り）	250 m	令和元年度より無電柱化事業中
⑧	特別区道 23-1360 （上落中通り）	420 m	令和元年度より無電柱化事業中

ウ 開発事業等による事業中路線（開発事業等により無電柱化を進めている路線）

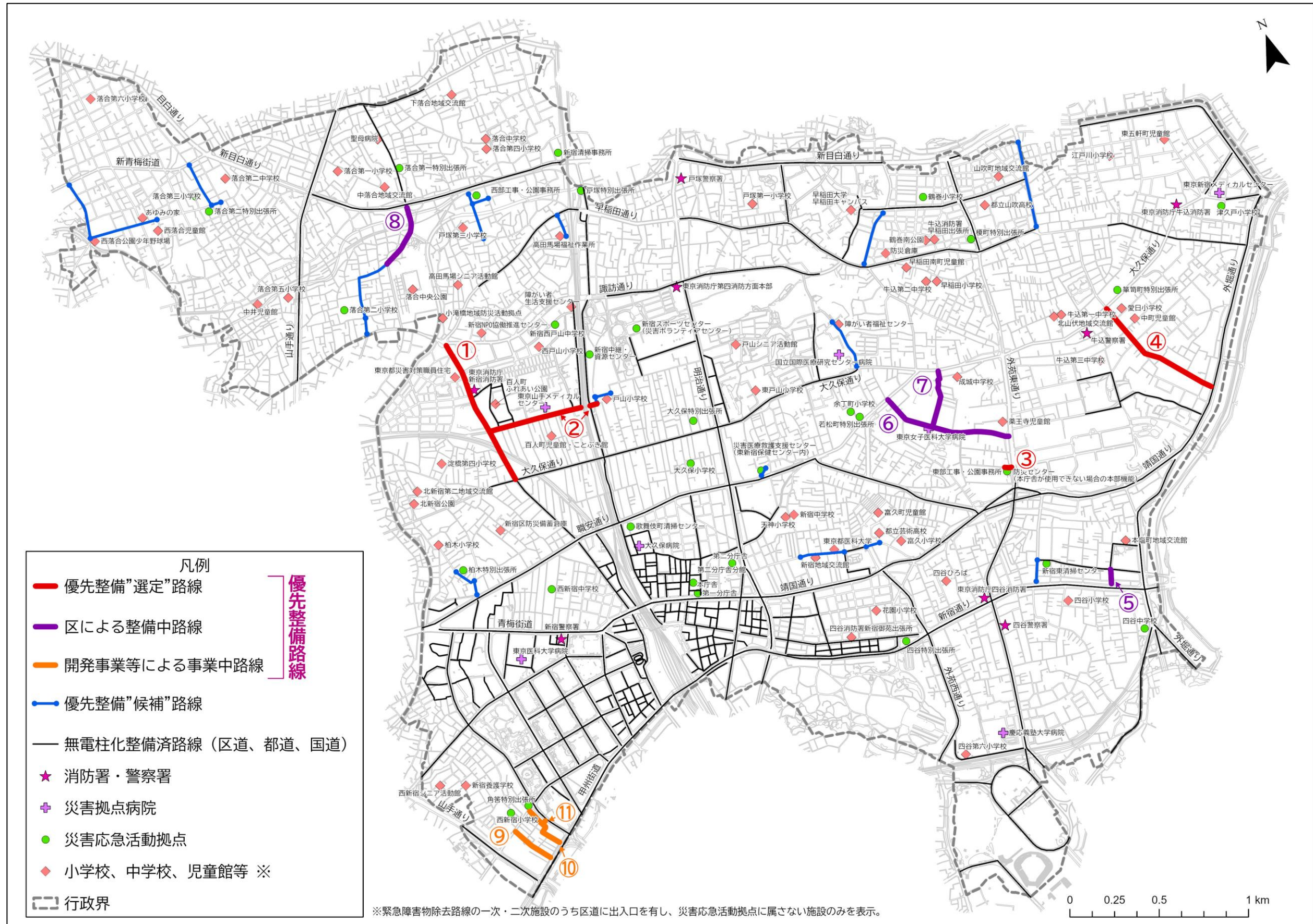
No	路線名	整備延長	事業名
⑨	区画道路1号	約240 m	西新宿三丁目西地区第一種市街地再開発事業
⑩	区画道路2号	約265 m	西新宿三丁目西地区第一種市街地再開発事業
⑪	区画道路3号	約20 m	西新宿三丁目西地区第一種市街地再開発事業

3 無電柱化の推進に関する目標

本計画期間内における無電柱化の推進に関する目標を以下のとおり定めます。



優先整備路線図



第6章 無電柱化の推進に関し総合的に取り組む施策

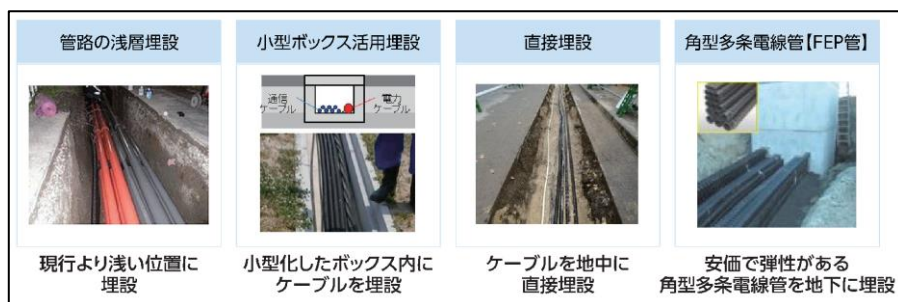
無電柱化を推進するために、区で取り組む総合的な施策は以下のとおりです。

施策1 コスト縮減・工期短縮への更なる取組

国及び東京都で検討が進められているコスト縮減や工期短縮につながる整備手法（浅層埋設や小型ボックス構造、低コスト管路材料の採用等）について、積極的に活用を検討を行います。これまでも区が取組んできた既存ストック活用による整備についても引き続き取り入れ、コスト縮減・工期短縮に努めます。

また、更なる事業の加速に向けて、包括発注等の発注方法の工夫、地中レーダー探査による埋設物状況の把握、設計データの3D化、電力・通信工事の同時施工等を検討します。

■ コスト縮減・工期短縮に向けた整備手法及び取組



地中レーダー探査

〔出典：「電柱を地中化する無電柱化とは？」「道路の無電柱化の推進に向けて」（国土交通省）をもとに加工〕

施策2 多様な整備手法の活用による整備の推進

歩道幅員が狭い、または歩道が無い道路における地上機器の設置場所の確保については、公共用地等の道路外の敷地を活用するなど、これまでの取組成果を活かして実施していきます。

また、地上機器の設置数を抑えることが可能なソフト地中化方式の検討など、多様な整備手法を活用し、更なる整備の推進を図ります。

施策3 補助制度を活用した財源確保

補助制度として、国の「無電柱化推進計画事業補助」や東京都の「区市町村無電柱化事業に対する都費補助」、「無電柱化チャレンジ支援事業制度」を活用し、財源確保に努め、無電柱化の推進を図ります。

◆ 補助制度の概要は、P.24 参考資料2を参照。

施策4 都市計画道路の整備と併せた同時整備の推進

都市計画道路の整備に伴う道路の新設や拡幅に併せ、無電柱化整備の推進を図ります。

施策5 市街地再開発事業や都市開発諸制度等の整備と併せた同時整備の推進

市街地再開発事業、土地区画整理事業、都市開発諸制度等による開発事業により、道路の新設や拡幅整備が行われる際には、無電柱化整備が同時に実施されるよう調整し、その推進を図ります。

◆ 都市開発諸制度の活用については、P.28 参考資料4を参照。

施策6 電線共同溝等の点検及び維持管理

設置した電線共同溝について、道路付属物として適切な維持管理を行うため、国が令和5年に策定した「電線共同溝管理の手引き（案）」に基づき、点検等を実施していきます。

施策7 迅速に推進するために取り組むべきこと

（1）組織体制の強化

無電柱化を今後さらに推進していくため、内部組織体制の強化について検討を進めます。

（2）広報・啓発活動

無電柱化の推進に当たり、対象となる事業路線については、事業内容及び整備効果等に関し、区民の理解と協力が得られるよう、地域説明会やパンフレット等を活用し、広く周知を図ります。

（3）関係機関との連携強化

国及び東京都と連携した技術検討や、電線管理者との整備手法に関する協議・調整を行い、無電柱化を円滑に推進できるよう努めます。

（4）他事業との調整

都市計画道路の整備や開発事業等が実施される際には、コスト縮減・工期短縮を図るため、同時に無電柱化が実施されるよう、施工時期等の調整を図ります。

また、区内の無電柱化が推進されるよう関係機関への働きかけを行います。

（5）推進に向けたルール作り

無電柱化の推進に向けて、電線共同溝整備マニュアルや管理規定の見直し、事務処理の簡素化等、推進に当たり必要な改善等を行います。

（６）道路の占用制限の活用

「都市防災機能の強化」の観点から重要な路線である緊急輸送道路については、新たな電柱の設置を防ぐため、道路法第 37 条に基づく電柱の新設を制限する措置を引き続き実施するとともに、無電柱化済路線についても、同措置の適用に向けた検討を行います。

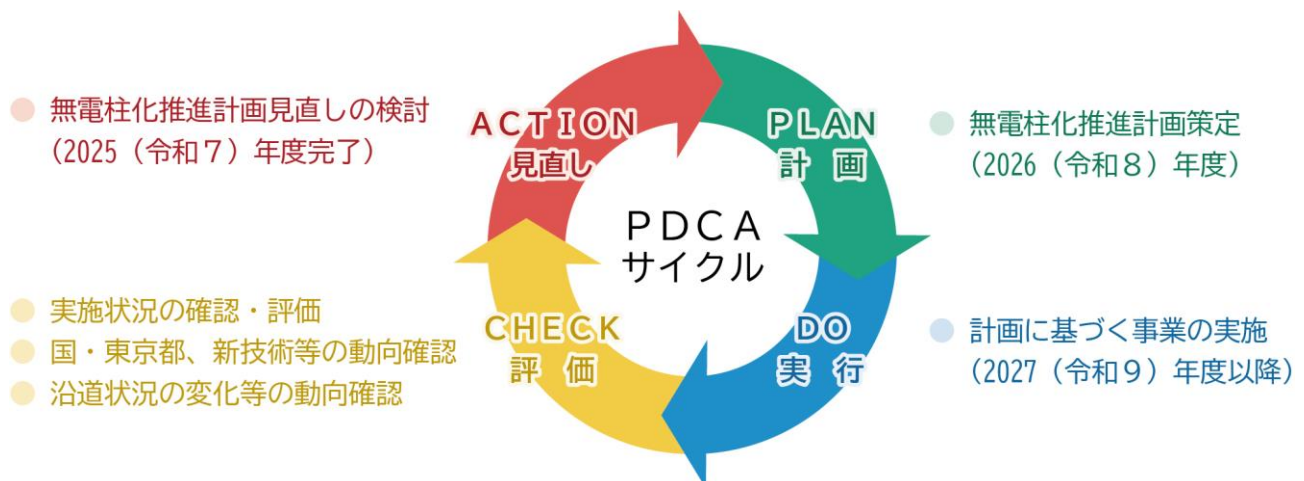
■ 占用制限の適用道路

No	路線名	施行日
1	特別区道 24－50 の一部	令和 7 年 4 月 1 日
2	特別区道 22－1011	
3	特別区道 22－270 の一部	
4	特別区道 22－1070、特別区道 21－692、特別区道 21－691	
5	特別区道 21－370 の一部、特別区道 21－110 の一部	
6	特別区道 31－880	
7	特別区道 31－1380	
8	特別区道 43－691	

（７）計画の適宜見直し

本計画を着実に推進するため、事業の進捗状況を適切に管理するとともに、無電柱化の整備状況や新たな手法の実用化、国及び東京都の無電柱化推進計画等の動向を踏まえ、本計画の見直し・改善を行い、PDCAサイクルに基づいて推進していきます。

■ PDCAサイクル



参 考 資 料

1 優先整備“候補”路線の選定における評価項目

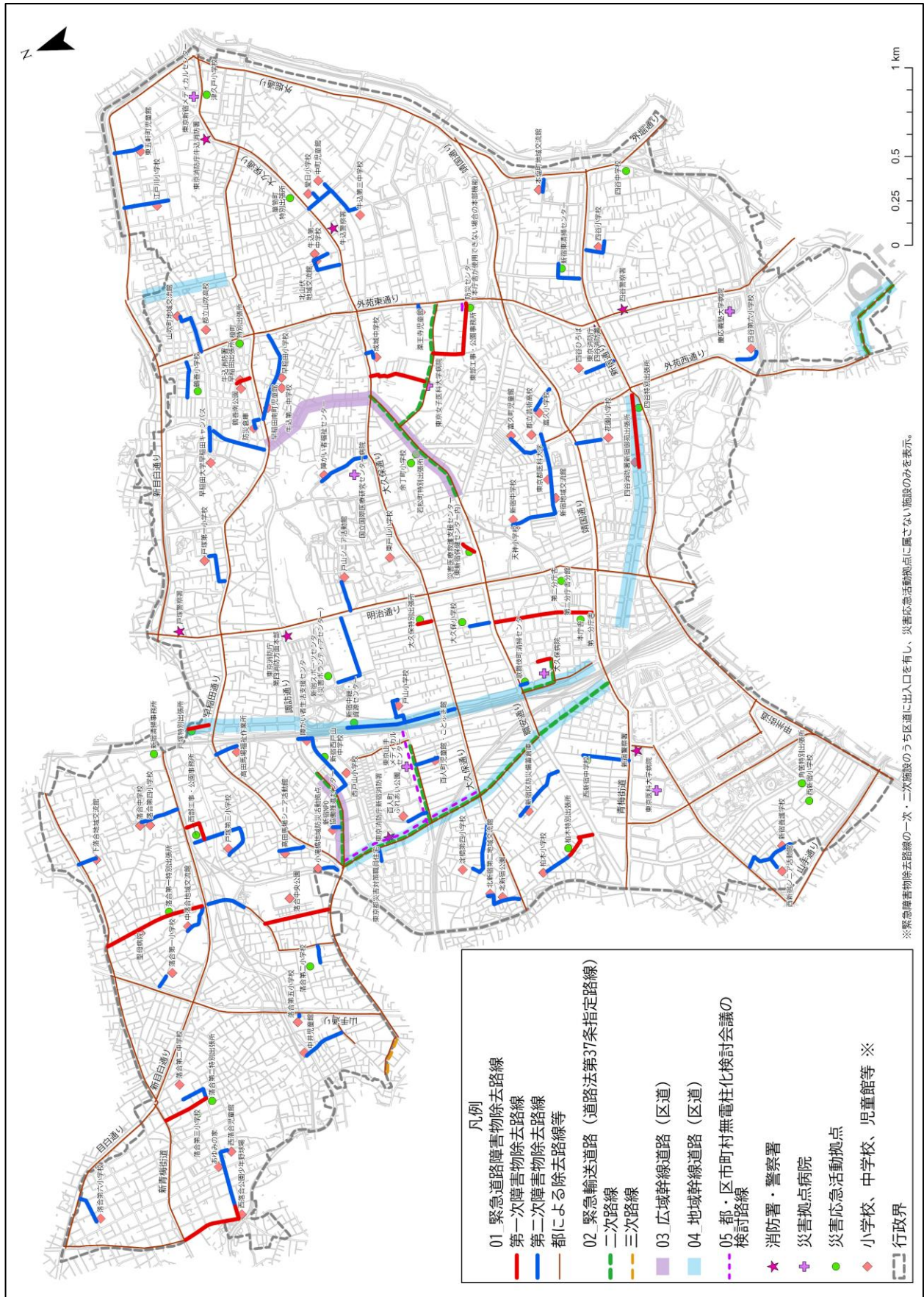
優先整備“候補”路線の抽出にあたっては、基本的な方針として定めた【都市防災機能の強化】・【安全で快適な歩行空間の確保】・【良好な都市景観の創出】の考え方を踏まえ、以下の評価項目による総合評価を行いました。

■ 優先整備“候補”路線の選定における評価項目

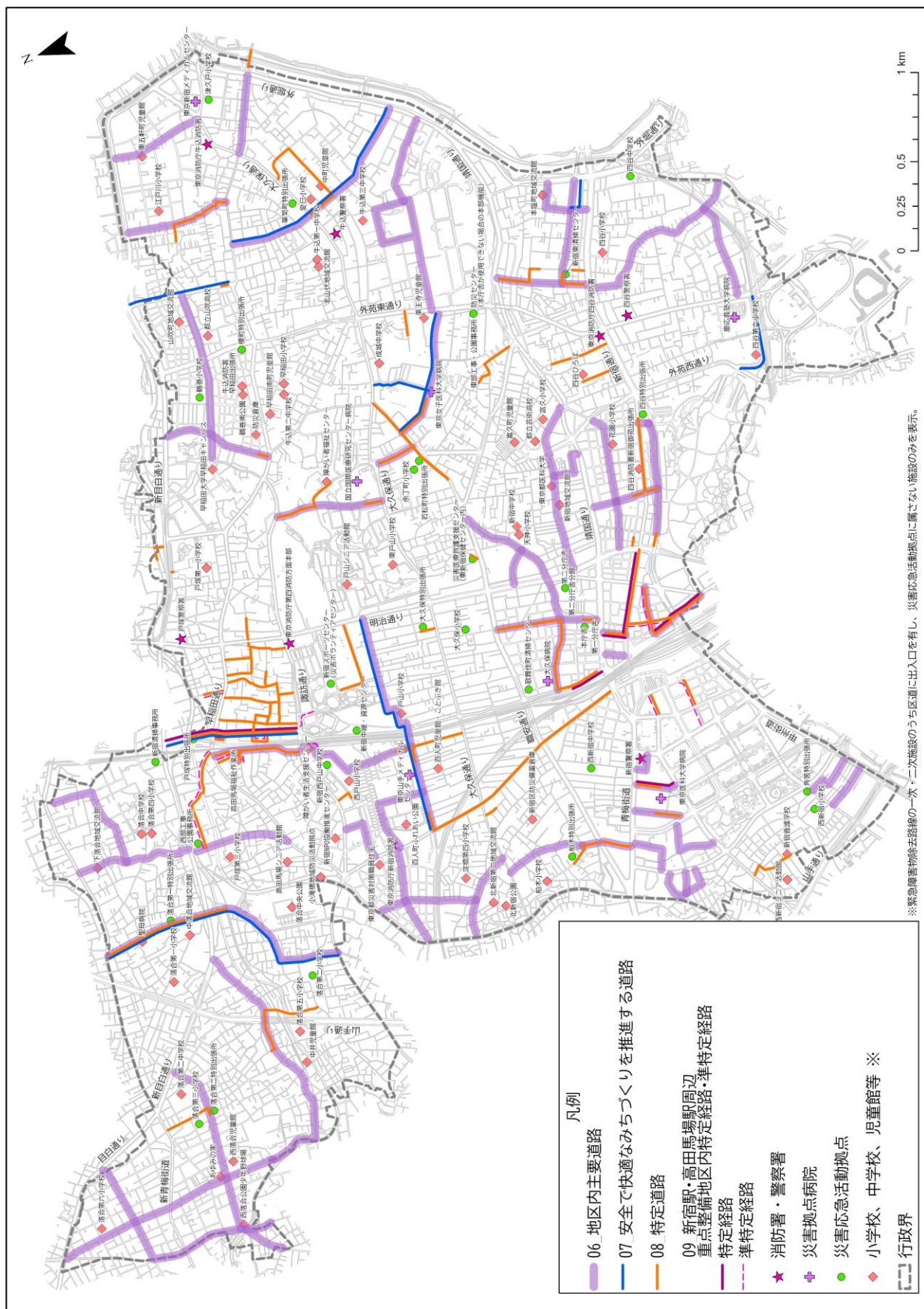
基本的な方針	No.	評価項目 (【 】は根拠となる計画等)
方針1 都市防災機能の強化 ・電柱倒壊による道路の閉塞を防ぐ ・ライフラインの安定供給や救急活動の円滑化を図る	1	新宿区緊急道路障害物除去路線 ・第一次障害物除去道路 ・第二次障害物除去道路 ・都による除去路線等 【新宿区地域防災計画】
	2	緊急輸送道路 ・二次路線 ・三次路線 【東京都地域防災計画】 【東京都緊急輸送道路ネットワーク計画図】
	3	広域幹線道路 【新宿区まちづくり長期計画 都市計画マスタープラン】
	4	地域幹線道路 【新宿区まちづくり長期計画 都市計画マスタープラン】
	5	都・区市町村無電柱化検討会議の検討路線
方針2 安全で快適な歩行空間の確保 ・だれもが移動しやすい歩行空間の確保を図る	6	地区内主要道路 【新宿区まちづくり長期計画 都市計画マスタープラン】
	7	安全で快適なみちづくりを推進する道路 【新宿区まちづくり長期計画 都市計画マスタープラン】
	8	特定道路 【新宿区移動等円滑化促進方針】
	9	新宿駅・高田馬場駅周辺 重点整備地区内 特定・準特定経路 【新宿区交通バリアフリー基本構想】
方針3 良好な都市景観の創出 ・良好な都市景観の創出を図る	10	景観上重要な道路 【新宿区景観形成ガイドライン】

各評価項目に基づく対象路線図は P. 21 から P. 23 のとおりです。

■ 「都市防災機能の強化」の観点から重要な路線

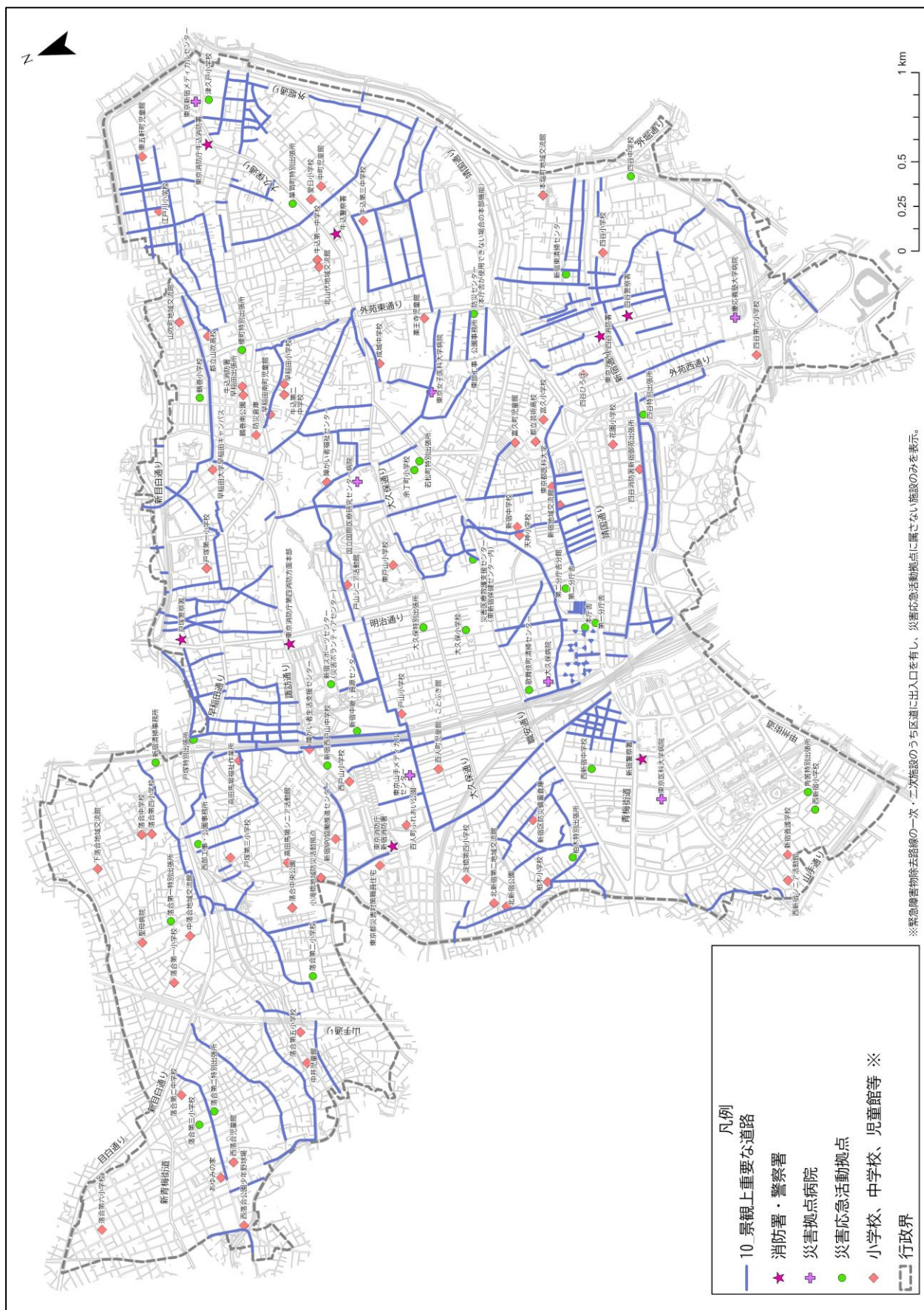


■ 「安全で快適な歩行空間の確保」の観点から重要な路線



※緊急障害物除去経路の一次・二次施設のうち施設に出入口を有し、災害応急活動拠点に属さない施設のみを表示。

■ 「良好な都市景観の創出」の観点から重要な路線



2 無電柱化整備における財源支援制度

補助制度及び 補助期間 補助対象	【通常補助】	【防災に寄与する路線】		【チャレンジ 支援事業】
	2035（令和 17）年 3 月 31 日まで	2035（令和 17）年 3 月 31 日まで		2028（令和 10）年 3 月 31 日までに 「事業認定」 （事業完了まで継続 して補助）
		優先路線	優先路線以外	
・無電柱化推進 計画の策定	—	—	—	100%
・無電柱化推進 計画の策定に 係る基礎調査	100%	100%	100%	100%
・路線の測量、 基礎調査、 予備設計、 詳細設計	100%	25% 75%	50% 50%	100%
・占用物件の 移設補償 ・整備費用 （本体構築、 引込連系管、 本復旧）	22.5% 22.5% 55%	45% 55%	45% 55%	45% 55%

※ 補助金は 2025（令和 7）年度時点の補助率を基に記載

区市町村単独費

国補助金

都補助金

[出典：「東京都無電柱化計画（改定）」（東京都建設局）]

3 整備手法別の無電柱化状況

区道における整備手法別の無電柱化状況一覧及び図は次のとおりです。

■ 区が整備を実施した路線の一覧（無電柱化事業中を含む）（令和7年度末現在）

No	路線名（通称名等）	整備延長※1	整備手法	整備完了 時期	整備 状況
①	特別区道 33-750 （早大通り）	545 m	キャブ方式	昭和 63 年度	整備済
②	特別区道 22-311 （補助 72 号線第Ⅱ期区間第 3 工区）	217 m	電線共同溝方式 （既存ストック活用）	平成 23 年度	整備済
③	特別区道 42-520 （三栄通り）	404 m	電線共同溝方式	平成 27 年度	整備済
④	特別区道 23-1361 （聖母坂通り）	581 m	電線共同溝方式	令和元年度	整備済
⑤	特別区道 21-580 （補助 72 号線第Ⅰ期区間）	345 m	電線共同溝方式	令和元年度	整備済
⑥	特別区道 43-120 （信濃町駅周辺）	131 m	電線共同溝方式 （既存ストック活用）	令和元年度	整備済
⑦	特別区道 11-260 （甲州街道脇南側区道）	122 m	電線共同溝方式 （既存ストック活用）	令和 2 年度	整備済
⑧	特別区道 42-540 （四谷駅周辺区道）	80 m	電線共同溝方式	—	事業中
⑨	特別区道 31-1380 （女子医大通り）	730 m	電線共同溝方式	—	事業中
⑩	特別区道 31-1390 （水野原通り）	250 m	電線共同溝方式	—	事業中
⑪	特別区道 23-1360 （上落中通り）	420 m	電線共同溝方式	—	事業中

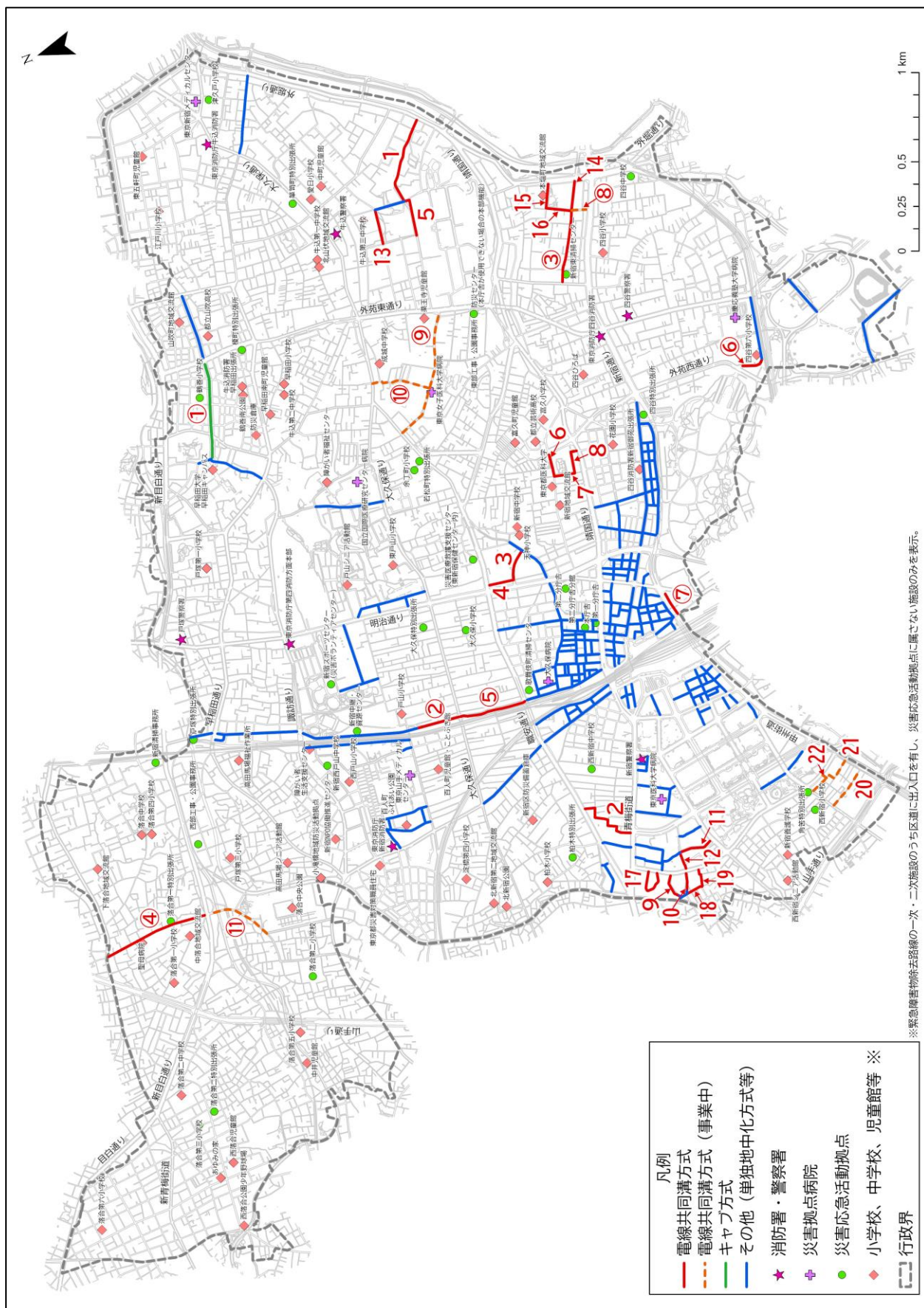
※1：整備済路線の整備延長は、認定延長または GIS 計測より算出

■ 開発事業等により整備が実施された路線の一覧（無電柱化事業中を含む）（令和7年度末現在）

No	路線名（通称名等）	整備延長※1	整備手法	整備完了 時期	整備 状況
1	特別区道 34-220（市谷本村町・加賀町地区地区計画関連）	488 m	電線共同溝方式	平成 22 年度	整備済
2	特別区道 21-1124（西新宿八丁目成子地区市街地再開発事業）	373 m	電線共同溝方式	平成 23 年度	整備済
3	特別区道 31-321（新宿六丁目西北地区地区計画）	167 m	電線共同溝方式	平成 23 年度	整備済
4	特別区道 31-320（新宿六丁目西北地区地区計画）	139 m	電線共同溝方式	平成 24 年度	整備済
5	特別区道 34-10（大日本印刷市谷工場整備計画）	232 m	電線共同溝方式	平成 27 年度	整備済
6	特別区道 31-20（西富久地区第一種市街地再開発事業）	124 m	電線共同溝方式	平成 27 年度	整備済
7	特別区道 31-140（西富久地区第一種市街地再開発事業）	116 m	電線共同溝方式	平成 29 年度	整備済
8	特別区道 31-1550（西富久地区第一種市街地再開発事業）	151 m	電線共同溝方式	平成 27 年度	整備済
9	特別区道 12-172（西新宿五丁目中央北地区第一種市街地再開発事業）	136 m	電線共同溝方式	平成 27 年度	整備済
10	特別区道 12-171（西新宿五丁目中央北地区第一種市街地再開発事業）	110 m	電線共同溝方式	平成 27 年度	整備済
11	特別区道 11-562（新宿区西新宿六丁目計画）	188 m	電線共同溝方式	令和元年度	整備済
12	特別区道 11-631（新宿区西新宿六丁目計画）	96 m	電線共同溝方式	令和元年度	整備済
13	特別区道 34-30（大日本印刷市谷工場整備計画）	193 m	電線共同溝方式	令和 2 年度	整備済
14	特別区道 42-520（四谷駅前地区第一種市街地再開発事業）	166 m	電線共同溝方式 （既存ストック方式）	令和元年度	整備済
15	特別区道 42-530（四谷駅前地区第一種市街地再開発事業）	137 m	電線共同溝方式 （既存ストック方式）	令和元年度	整備済
16	特別区道 42-540（四谷駅前地区第一種市街地再開発事業）	142 m	電線共同溝方式 （既存ストック方式）	令和元年度	整備済
17	特別区道 12-181（西新宿五丁目北地区防災街区整備事業）	246 m	電線共同溝方式	令和 4 年度	整備済
18	特別区道 12-510（西新宿五丁目中央南地区第一種市街地再開発事業）	98 m	電線共同溝方式	令和 6 年度	整備済
19	特別区道 12-511（西新宿五丁目中央南地区第一種市街地再開発事業）	85 m	電線共同溝方式	令和 6 年度	整備済
20	区画道路 1 号（西新宿三丁目西地区第一種市街地再開発事業）	約 240 m	電線共同溝方式	—	事業中
21	区画道路 2 号（西新宿三丁目西地区第一種市街地再開発事業）	約 265 m	電線共同溝方式	—	事業中
22	区画道路 3 号（西新宿三丁目西地区第一種市街地再開発事業）	約 20 m	電線共同溝方式	—	事業中

※1：整備済路線の整備延長は、認定延長または GIS 計測より算出

■ 整備手法別の無電柱化状況図



4 都市開発諸制度の活用

都市開発諸制度においては、開発区域内の道路の無電柱化を義務付けることや、開発区域外の道路の無電柱化を公共的な貢献として評価し容積率の割増（無電柱化延長に応じて最大 200%割増）を行うことにより、民間開発の機会を捉えた区市町道等の無電柱化を促進していく。

狭あいな道路で無電柱化を実施する際の地上機器の設置は、公開空地を活用する。



図 13-2 都市開発諸制度を活用した無電柱化の取組イメージ

都市開発諸制度とは、公開空地の確保などの公共的な貢献を行う良好な建築計画に対して、容積率などを緩和する制度であり、都市計画法に基づく再開発等促進区を定める地区計画、特定街区、高度利用地区及び建築基準法に基づく総合設計の4制度の総称である。

[出典：「東京都無電柱化計画（改定）」（東京都建設局）]

5 東京における宅地開発の無電柱化の推進に関する条例

都内で行われる開発道路の新設を伴う宅地開発は、事業者の無電柱化に対する情報の不足や費用負担が大きいことなどから、電柱が新設されることが多い傾向にあります。

このため、東京都ではこれまで補助制度や相談窓口の設置、無電柱化の実績がある事業者の認定制度の創設等により無電柱化を支援してきました。令和8年3月には、これらの取組を一層推進するため、一定の規制区域内で行われる宅地開発において、電柱等の新設を原則禁止とする「東京における宅地開発の無電柱化の推進に関する条例」を制定しています。

新宿区無電柱化推進計画

素案

令和9（2027）年2月

■問合せ先 新宿区みどり土木部道路課
東京都新宿区歌舞伎町一丁目4番1号

TEL：03-5273-3525

FAX：03-3209-5595

印刷物作成番号
2099-9-9999

この印刷物は、業者委託により***部印刷製本
しています。その経費として、1部当たり***
*円（税込み）がかかっています。
但し、編集時の職員人件費や配送経費などは含ん
でおりません。

用 語 解 説

用 語		解 説
あ行		
	裏配線方式	無電柱化を行う主要な通りの裏通り等に電線類を配置し、裏通りから各戸へ引込を行う方式。別名は迂回配線という。
か行		
	角形多条電線管（FEP管）	複数の電線をまとめて収容するための角型の電線管のこと。軽量で曲げやすい材料のため、曲管や管路を支える管台が不要で、コスト縮減が期待される。
	関係事業者	電力や通信ケーブルを所有している企業者及び水道やガス等の埋設企業者等。
	既存ストック活用	電力・通信管路やマンホール等、既に道路の下に埋設してある設備を電線共同溝の一部として活用すること。
	キャブ方式	道路管理者が道路の下に蓋掛け式のU字溝（キャブ）を埋設し、その中に電線類を収容する方式。
	区市町村無電柱化事業に対する都費補助	都内の区市町村が実施する無電柱化事業に要する経費について、都が補助金を交付する制度。「電線共同溝の整備等に関する特別措置法」に基づき実施する無電柱化事業が対象。
	小型ボックス方式	小型化した特殊部内に電力及び通信ケーブル等をまとめて収容し、地中化する方式。
さ行		
	市街地再開発事業	都市再開発法に基づき、建物と公共施設とを一体的に整備することにより、土地の合理的かつ健全な高度利用と、都市機能の更新を図ることを目的とする事業。
	自治体管路方式	地方公共団体が管路設備を敷設する手法。電線共同溝とほぼ同じ管路方式が中心であり、管路等は地方公共団体が管理する。
	新宿区 緊急道路障害物除去路線	災害発生時には、道路上に落下物、倒壊した電柱、家屋及び放置された自動車等の障害物が散乱し、また、道路の陥没や亀裂等により、被災者の救援救護活動はもちろん緊急物資の輸送に支障をきたすおそれがある。このため、国、都及び区は、災害時における輸送路を確保するため、緊急道路障害物除去路線を選定し、これらの道路上の障害物の除去や亀裂などの応急補修を他の道路に先がけて行うこととする。 《区の選定基準》 災害時における救援救護活動を円滑に行うため、救急医療機関や避難所等の各拠点を結ぶ路線を選定する。第1次、第2次で優先順位が定められている。
	ソフト地中化	ケーブル等の地中化は可能であるが、地上機器の設置が困難な場合に、地上機器（変圧器等）を柱上に設置する方式。

用 語		解 説
た行		
	単独地中化方式	電線管理者が自らの費用で地中化整備を行い、整備後も管理する方式。
	地上機器	無電柱化整備の際に、地上部に設置される機器のこと。トランス（変圧器）、分電盤等を収納するもの。
	地中レーダー探査	電磁波を利用して、地下浅部の地盤構造や空洞、埋設物等を非破壊的に探査する方法。
	直接埋設	保護管等を利用せず、直接ケーブルを地中に埋める方式。
	通信事業者	固定電話や携帯電話等の通信サービスを提供する事業者。正式には電気通信事業者という。
	電線管理者	電力・通信ケーブルを管理する事業者。東京電力やNTT等。
	電線共同溝方式	道路の地下空間を活用して電力線、通信線等をまとめて収容する無電柱化の手法。
	電線類地中化	電線（電力線・通信線）及びそれらに関連する施設を地中に埋設すること。
	東京都緊急輸送道路	原則として上下各一車線を確保し、避難・救護・救急対策等のための震災後初期の緊急輸送機能の回復を図るために、道路損壊、崩土、道路上への落下倒壊物、放置された車両等の交通障害物により通行不可能となった道路において、障害物除去や簡易な応急復旧作業を優先的に行う、あらかじめ指定された路線。特定・一般の優先順位が定められている。 東京都は「緊急輸送道路」を指定、区が耐震改修促進計画で「緊急道路障害物除去路線」の区道を追加指定。
	道路管理者	道路法で認定された道路の維持管理をする機関のこと。道路の種別により管理者が異なり、一般的に国道が国土交通大臣、都道府県道及び市区町村道は各地方自治体。
	道路区域	道路法が適用される土地の範囲。
	道路占用物	道路上に設置している電柱や電線、道路下に埋設している電気・水道の管路等、道路を使用している物件をいう。
	道路閉塞	災害等により道路がふさがれ、交通に支障をきたすこと。
	都・区市町村 無電柱化検討会議	都が令和6年度に、都市防災機能の強化に向け、防災上重要な道路について、都と区市町村で連携して無電柱化を計画的かつ円滑に推進することを目的に設立した会議。
	都市開発諸制度	公共的な貢献を行う建築計画に対し、建築基準法に定める形態規制を緩和することにより、良好な都市開発の誘導を図る制度。

用 語		解 説
	土地区画整理事業	土地区画整理法に基づき、公共施設の整備改善及び宅地の利用増進を図るために行われる土地の区画や形質の変更、公共施設の整備に関する事業。
な行		
	軒下配線方式	無電柱化する通りの脇道に電柱を設置し、そこから引き込む電線を家屋の軒下・軒先に配置する方式。別名は屋側配線という。
ま行		
	無電柱化	電線共同溝等の整備による電線類地中化や電線を軒下等に配線するなどにより、電柱をなくすこと。
	無電柱化事業中	「電線共同溝の整備等に関する特別措置法」に基づき路線指定※を行い、事業を実施している路線のことを指す。 ※路線指定 …「電線共同溝の整備等に関する特別措置法」に基づき電柱の撤去や設置の制限をすることが特に必要である場合に行う。
	無電柱化推進計画事業補助	「無電柱化推進計画」に定めた目標の確実な達成を図るため、同目標に係る地方公共団体による無電柱化の整備について、国が計画的かつ集中的に支援する個別補助制度のこと。
	無電柱化チャレンジ支援事業制度	都が区市町村の無電柱化推進のために創設した補助制度。地上機器の設置が困難な路線等での無電柱化事業が対象であり、補助率を引き上げている。
	無電柱化率	道路の総延長と無電柱化された道路延長から、無電柱化整備の進行度合いを算出したもの。
や行		
	要請者負担方式	優先度が低いとされた無電柱化候補箇所において用いられる、費用を全額要請者が負担する方式。
ら行		
	ライフライン	日本では主にエネルギー施設、水供給施設、交通施設、情報施設等を指す、生活に必須な設備。
	レジンコンクリート	セメントや水を一切使わず、熱硬化性樹脂(レジン)を結合材として、骨材を強固に固めた高強度コンクリートのこと。
P		
	PDCAサイクル	P l a n (計画)、D o (実行)、C h e c k (評価)、A c t (改善)を繰り返すことで、生産管理や品質管理等の管理業務を改善していくこと。

用 語 解 説 （関連する法令）

法 令		説 明
東京都		
	東京都無電柱化推進条例 （平成 29 年 9 月 1 日施行）	無電柱化の施策を総合的、計画的かつ迅速に推進することを目的とした条例。
国		
	無電柱化の推進に関する法律 （平成 28 年 12 月 16 日施行）	災害の防止、安全かつ円滑な交通の確保、良好な景観の形成等を図るため、無電柱化又は電線（電柱によって支持されるものに限る。第十三条を除き、以下同じ。）の道路上における設置を抑制し、及び道路上の電柱又は電線を撤去することをいう。以下同じ。）の推進に関し、基本理念を定め、国及び地方公共団体の責務等を明らかにし、並びに無電柱化の推進に関する計画の策定その他の必要な事項を定めることにより、無電柱化の推進に関する施策を総合的、計画的かつ迅速に推進し、もって公共の福祉の確保並びに国民生活の向上及び国民経済の健全な発展に資することを目的とする。 （第 8 条第 2 項） 市町村（特別区を含む。）は、無電柱化推進計画（都道府県無電柱化推進計画が定められているときは、無電柱化推進計画及び都道府県無電柱化推進計画）を基本として、その市町村の区域における無電柱化の推進に関する施策についての計画を定めるよう努めなければならない。
	電線共同溝の整備等に関する特別措置法 （平成 7 年 6 月 22 日施行）	電線共同溝の建設及び管理に関する特別の措置等を定め、特定の道路について、電線共同溝の整備等を行うことにより、当該道路の構造の保全を図りつつ、安全かつ円滑な交通の確保と景観の整備を図ることを目的とした法律。
	道路法 （昭和 27 年 12 月 5 日施行）	（第 37 条） 道路管理者は、交通が著しくふくそうする道路若しくは幅員が著しく狭い道路について車両の能率的な運行を図るため、又は災害が発生した場合における被害の拡大を防止するために特に必要があると認める場合においては、第三十三条、第三十五条及び前条第二項の規定にかかわらず、区域を指定して道路の占用を禁止し、又は制限することができる。

用 語 解 説 （関連する計画）

計 画		説 明
国		
	無電柱化推進計画 （令和 8 年 6 月改定）	無電柱化法第 7 条の規定に基づき、無電柱化の推進に関する施策の総合的、計画的かつ迅速な推進を図るための計画。
東京都		
	東京都無電柱化計画 （令和 8 年 9 月改定）	都の無電柱化事業について、今後 10 年間（令和 8 年度から令和 12 年度まで）の基本方針や目標を定めた計画。
新宿区		
	新宿区基本構想 （平成 19 年 12 月策定）	平成 37（2025）年の新宿を想定し、区の基本理念、めざすまちの姿、まちづくりの基本目標、区政運営の基本姿勢を示した計画。
	新宿区総合計画 （平成 29 年 12 月策定）	平成 30（2018）年度～平成 39（2027）年度の 10 年間を計画期間として、基本構想を実現するための区の基本的施策の方向性や、都市計画に関する基本的な方針等を体系的に示した計画。
	新宿区まちづくり長期計画 （平成 29 年 12 月策定） （令和 5 年 7 月改定）	これまでの「都市マスタープラン」を見直し、新たに「まちづくり戦略プラン」を加えた「まちづくり長期計画」を平成 29 年 12 月に策定し、その後「まちづくり戦略プラン」を令和 5 年 7 月に改定した。今後の新宿区における、まちづくりのロードマップを示した計画。
	新宿区地域防災計画 （令和 5 年度修正）	自助・共助・公助の適切な連携により、防災力の向上を図り、区の地域及び住民の生命・身体・財産を災害から守ることを目的として、災害対策基本法第 42 条に基づき、新宿区防災会議が作成した防災計画。
	新宿区交通バリアフリー 基本構想 （平成 17 年 4 月策定）	公共交通機関をつかって、誰もが移動しやすい交通バリアフリー化を進めるため、「高齢者、身体障害者等の公共交通機関を利用した移動の円滑化の促進に関する法律」に基づき、重点整備地区を定めるとともに、今後の取組の考え方を示した計画。
	新宿区移動等円滑化促進方針 （令和 3 年 11 月策定）	区内全域におけるバリアフリーに関する取組を一層促進させるため、高齢者、障害者等の円滑な移動の確保の方策をまとめた計画。
	新宿区景観まちづくり計画 （令和 5 年 3 月改定）	区民にとっても、新宿を訪れる人にとっても、歩くのが楽しくなる、『美しい新宿』をつくるため、地域特性に応じた景観形成基準を定め、特色ある景観づくりを誘導する計画。
	新宿区景観形成ガイドライン （令和 5 年 3 月改定）	新宿区景観まちづくり計画に基づき、地域の景観特性に応じた良好な景観の形成を推進するための指針を定めた計画。

新宿区無電柱化推進計画（改定）に関するパブリック・コメント ～皆様のご意見をお聴かせください～

区では、無電柱化に関する基本的な考え方や具体的な実施計画を取りまとめた「新宿区無電柱化推進計画」（以下、『本計画』という。）を平成 31 年 3 月に策定しました。

その後、令和 6 年度に発生した能登半島地震を契機として道路の無電柱化の必要性が再認識され、令和 8 年度には国の無電柱化推進計画及び東京都無電柱化計画が改定されました。

このことを受け、本計画で定めた無電柱化事業路線の整備を進めるにあたり、国及び東京都の計画改定の趣旨を踏まえるとともに、新たに優先整備路線を選定するため、本計画の改定が必要となりました。

ついては、本計画の改定に向け、とりまとめた計画素案に対し、区民等からの意見等を聴取するため、下記のとおりパブリック・コメントを実施し、皆様から広くご意見を募集します。

なお、いただいたご意見に対する区の考え方は、区のホームページにおいて後日公表します。

記

【募集期間】

令和 8 年 10 月 25 日（日）から 11 月 20 日（金）まで（必着）

【意見を提出できる方】

- ① 区内に住所のある方
- ② 区内に事務所又は事業所がある方（法人、団体も可）
- ③ 区内の事務所又は事業所に勤務する方
- ④ 区内の学校に在学する方
- ⑤ その他素案に直接的な利害関係があると認められる方

【資料の閲覧及び配布場所等】

■道路課（本庁舎 7 階）、区政情報課（本庁舎 3 階）、区政情報センター（本庁舎 1 階）

各特別出張所、各区立図書館

■新宿区ホームページでもご覧いただけます。

https://www.city.shinjuku.lg.jp/seikatsu/doro01_00202610.html



【意見の提出方法】

①郵送（必着）、②ファックス、③持参（道路課窓口での受付となります。閉庁時間及び土日祝日を除きます。）④新宿区ホームページの意見フォーム

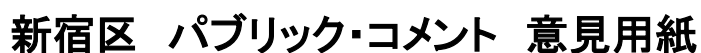
※意見を提出する際は必ず、住所、氏名をご記入ください。なお、ご意見に対する区の考え方を公表する際には、氏名など個人を特定できる情報は公開いたしません。

【提出先】

新宿区みどり土木部道路課計画係

〒160-8484 新宿区歌舞伎町一丁目 4 番 1 号 新宿区役所本庁舎 7 階

電話：03（5273）3525 ファックス：03（3209）5595



ご意見をお寄せください

※ お書きいただいた氏名等の個人情報、公表いたしません。また、意見公募(本案件)以外の目的には使用いたしません。

お問合せ・郵送・直接提出	ファックス(FAX)	新宿区ホームページ
〒160-8484 新宿区歌舞伎町1-4-1 新宿区 みどり土木部 道路課 (新宿区役所 本庁舎 7階) 03-3209-1111(代表) 03-5273-3525(直通)	03-3209-5595	https://www.cityv.shinjuku.lg.jp/